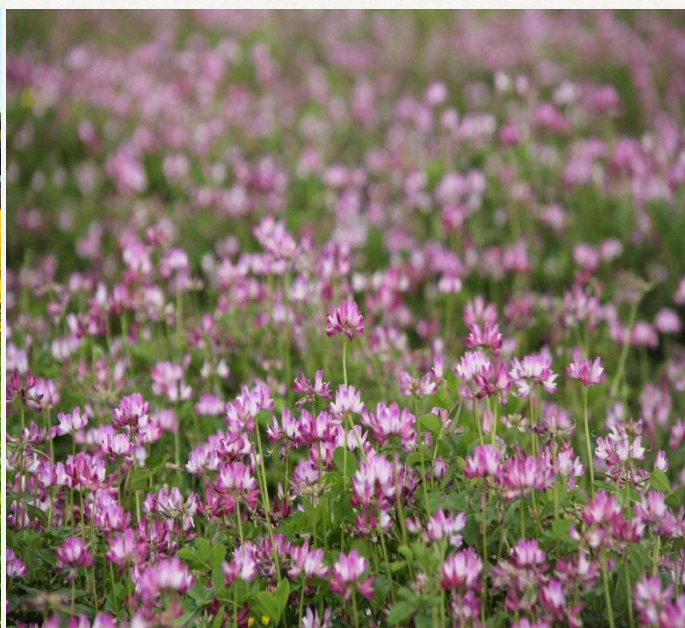


笑顔つなぐ 水と緑のまち おんが

第2次遠賀町環境基本計画



令和4年3月
福岡県 遠賀町

はじめに

遠賀町は、水と緑に囲まれたのどかな田園風景がひろがる住みよいまちです。大きく広がる空、季節を感じる風景、新鮮な空気、心の豊かさを育む良好な環境を有しています。

この豊かな自然環境を保全しながら、より良き環境を未来に継承するため、私たちがどう考え、どう行動すべきかの環境施策の指針となる「遠賀町環境基本計画」を、平成 23 年 3 月に策定いたしました。その後、町民の環境に対するニーズや環境を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、平成 29 年 3 月に中間見直しを行いました。



このたび令和 3 年度が前計画の最終年度となり、策定から 10 年を経て、より進む地球温暖化の影響と見られる気候変動や、大規模災害、生態系の変化などの問題が深刻になりました。

2015(平成 27)年 9 月に国連で採択された持続可能な開発目標 (SDGs) は 2030(令和 12)年までを期限とする 17 のゴールがあり、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。

これらを実現し、環境保全を推進していくために、令和 4 年度以降の環境像を「笑顔つなぐ 水と緑のまち おんが」とし「第 2 次遠賀町環境基本計画」を策定しました。遠賀町の発展を図るとともに、大人から子どもまですべての世代で環境保全意識の高揚を図りながら、未来の遠賀町の幸せのために、すばらしい環境を継承していかなければなりません。

そしてこの計画実現のために、町民・事業者・町がそれぞれの役割を果たすべく、協働で環境施策に参加し、行動することが私たちに課せられた大きな使命なのです。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力を賜りました遠賀町環境審議会委員の皆様をはじめ、ご意見、ご提言を寄せていただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。遠賀町の特性・魅力を最大限活用し、本計画の環境像を実現できるよう努めてまいります。

令和 4 年 3 月

遠賀町長 古野 修

目 次

はじめに

第1章 計画の基本的考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	対象とする地域と環境	3
4	計画の期間	4
5	計画の構成	5

第2章 めざす環境像と目標

1	遠賀町の概況	7
2	計画策定の背景	10
3	めざす環境像	17
4	環境目標	18
5	施策体系	19
6	各主体の役割	20

第3章 基本的な施策

1	豊かな自然を守り、自然に親しむまちを創ります	22
2	安心して快適にすごせるまちを創ります	28
3	循環型・脱炭素社会を創ります	31
4	環境のことを考え、行動する人を増やします	36

第4章 計画の実現に向けて

1	計画の推進体制	39
2	計画の進行管理	40

資料編

1.	策定の経緯	2
2.	遠賀町環境基本条例	3
3.	遠賀町環境審議会規則	5
4.	遠賀町環境審議会委員名簿	6
5.	町民アンケート調査結果（抜粋）	7

第1章

計画の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

遠賀町では、平成23年3月に「第1次遠賀町環境基本計画」を策定し、望ましい環境像を「おだやかな心で育む水と緑のまち おんが」と定め、平成29年3月には中間見直しを行い、自然的・社会的条件に応じた環境保全のための施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

一方、世界では経済発展に伴う二酸化炭素など温室効果ガス^{※1} 排出量の増加や大気汚染^{※2}、水質汚濁^{※3}などの環境負荷の増加、異常気象による水害等の頻発、開発等による生物多様性^{※4}及び生態系サービス^{※5}の低下、マイクロプラスチック^{※6}による海洋汚染などが深刻化しています。

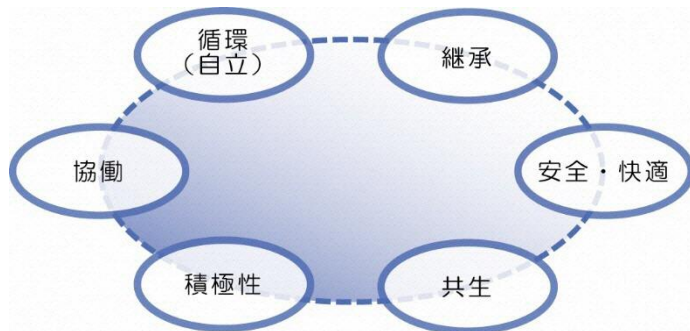
このような中、第1次計画の計画期間が令和3年度をもって終了となるため、これまでの取り組みを継続しながらも、近年の新たな環境問題に適切に対応していくため、第2次遠賀町環境基本計画を策定しました。

- ※1 大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素(CO₂)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。
- ※2 自動車や工場などから出る化学物質によって、空気が汚れてしまうこと。大気汚染の原因となる化学物質(汚染物質)は、空気中で人間や動植物などに害のある物質に変化するなどして、さまざまな問題を引き起こしている。
- ※3 人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海岸等に排出され水質が汚濁すること。影響として、有害物質による魚介類・ヒトへの被害、有機性汚濁による水質の悪化などのほか富栄養化による藻類の異常繁殖及び貧酸素による水生生物の死滅などがあげられる。
- ※4 地域に固有の自然があり、それぞれに特有の生きものがいること。そして、それぞれがつながっていること。生態系の多様性、生物種の多様性、種内の遺伝子の多様性の三つを合わせていう。
- ※5 人類に利益となる生態系に由来するすべての機能のこと。大気や水の浄化、水循環や土壌生産力などの改善などが含まれる。これらは、食料や木材、飲料水など自然資源(天然資源)の持続的な生産のための前提条件でもある。
- ※6 微細なプラスチックごみ(5mm以下)のこと。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念される。2015年独G7首脳宣言においても、海洋ごみ(とりわけプラスチック)が世界的な問題であることが確認された。

2 計画の位置付け

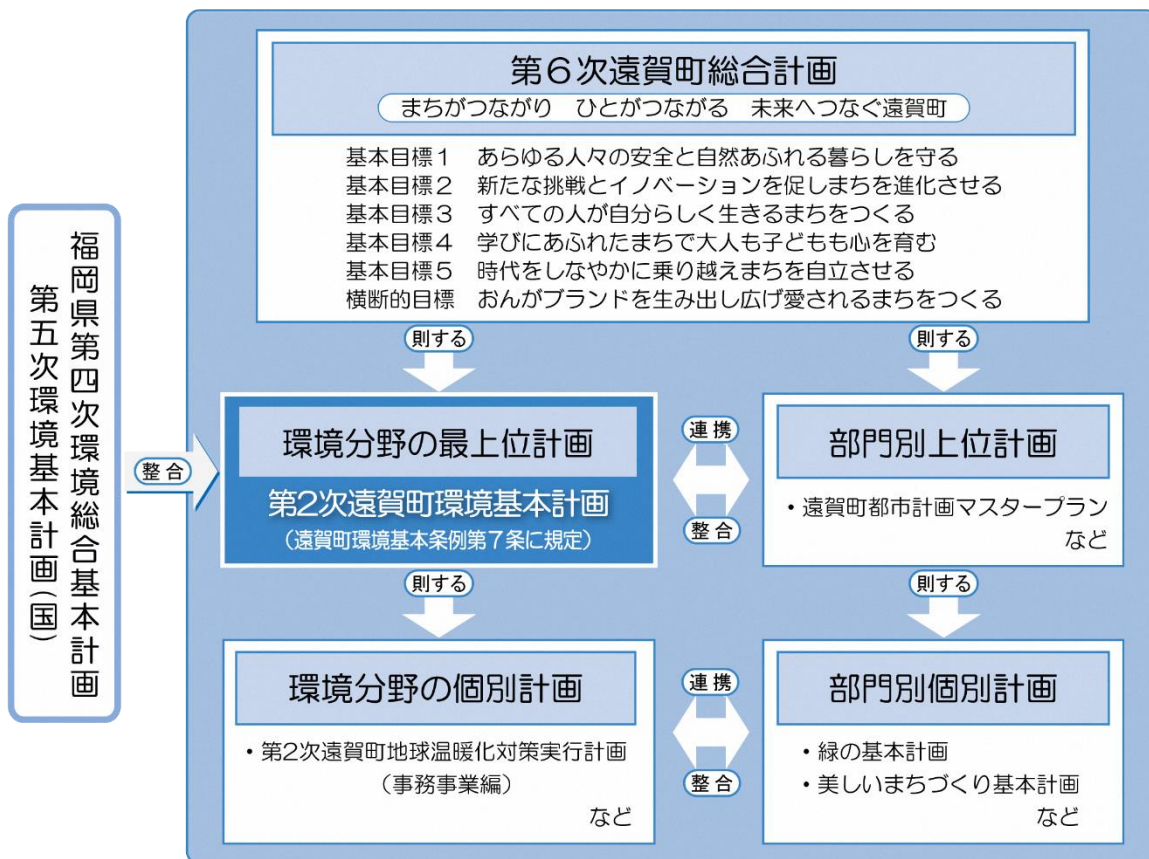
本町では、現在及び将来の町民が、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とした、遠賀町環境基本条例(以下、「条例」という。)を平成22年3月25日に制定しました。

条例第2条では、環境の保全是次の6つの基本理念(キーワード)に基づき行わなければならないとしています。



■6つの基本理念(キーワード)

遠賀町環境基本計画は、条例第7条に規定された計画であり、第6次遠賀町総合計画を上位計画とした、環境分野における最上位計画です。



■計画の位置付け

3 対象とする地域と環境

計画の対象地域は、遠賀町全域とします。



■遠賀町の位置



■遠賀町全域(航空写真)

[資料:Google Earth]

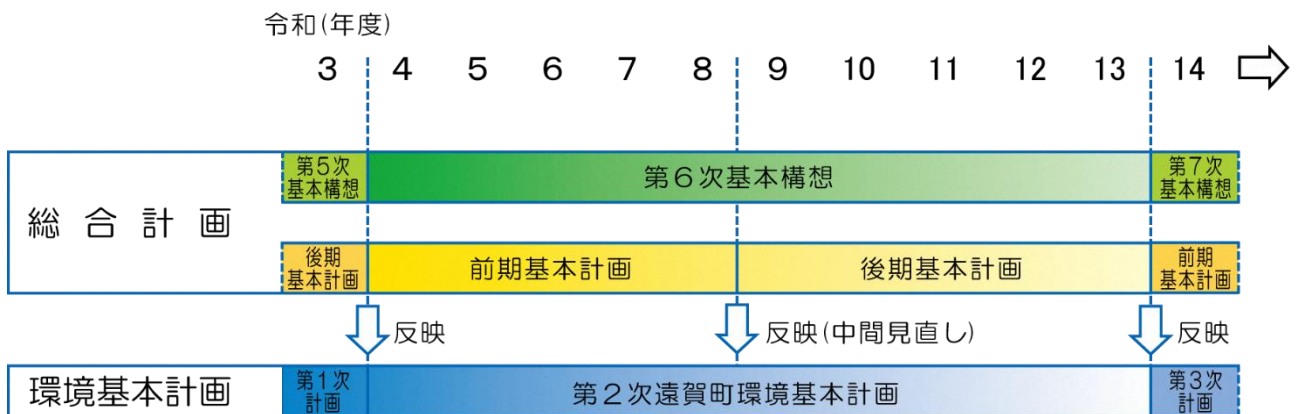
また、計画の対象とする環境は、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境及び環境保全体制の領域とします。

<環境分野>	<主な環境の要素>
自然環境	植生・植物、動物、生態系、自然景観 等
生活環境	大気、悪臭、騒音、振動、水質、化学物質 等
快適環境	まちなみ、みどり、水辺、公園・緑地 等
地球環境	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー ^{※1} 、資源循環 等
環境保全体制	環境関連条例、行政組織、伝統文化の継承等を含む環境教育・学習 等

4 計画の期間

計画の期間は初年度を令和4年度、目標年度を令和13年度とする10年間とします。

本計画は毎年点検・評価を行いながら、中間年度となる令和8年度では施策や事業の一部見直しを行います。予期しない社会経済状況等の変化が生じた場合には、その変化の程度や状況等に応じた見直しを検討します。



■ 計画の期間

※1 有限で枯渇の危険のある石油・石炭などの化石燃料、原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーを指す。

5 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

第1章 計画の基本的考え方

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置付け
3. 対象とする地域と環境
4. 計画の期間
5. 計画の構成

第2章 めざす環境像と目標

1. 遠賀町の概況
2. 計画策定の背景
3. めざす環境像
4. 環境目標
5. 施策体系
6. 各主体の役割

第3章 基本的な施策

1. 豊かな自然を守り、自然に親しむまちを創ります
2. 安心して快適にすごせるまちを創ります
3. 循環型・脱炭素社会を創ります
4. 環境のことを考え、行動する人を増やします

第4章 計画の実現に向けて

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理



■ 赤しそ栽培

第2章

めざす環境像と目標

1 遠賀町の概況

(1) 沿革

本町は、古代遠賀川式農耕文化の発祥の地として重要な位置を占めていました。当時は、船が唯一の交通機関であり、鬼津船郷山付近には船着場があったとみられ、水上交通の要所として利用されていたことがうかがえます。江戸時代に入って新田開発が積極的に進められ、今日の肥沃な田園地帯が作られるとともに、温かい人情や風土に育まれた文化が生まれました。

明治22年4月に市町村制が敷かれ、浅木村と島門村が誕生し、その後、昭和4年4月に2つの村が合併し遠賀村となりました。当時は、農業が主要な産業でしたが、北九州市の発展に伴う就業構造の変化により、農村としての形態や様相も変化し始めました。また、一時期炭坑の開抗により人口が増加しましたが、エネルギー革命後、人口は再び減少し始めました。

このような中、昭和39年に町制施行を行い、現在の遠賀町が誕生しました。その後、住宅団地が造成され、農村のゆとりと北九州市近郊の都市の活力をあわせ持つ生活都市として発展してきました。平成12年をピークに人口が減少に転じますが、遠賀川駅南の開発と合わせて定住促進計画等に基づく施策により住みよいまちづくりを進めています。

(2) 位置と地勢

本町は、霊峰英彦山を源流に持つ遠賀川の下流に位置し、東西約5km、南北約9km、総面積22.15km²の広がりを持っています。

町域は、北に芦屋町、東に遠賀川を挟んで水巻町、西に岡垣町、南に中間市及び鞍手町と接し、北九州都市圏に属する遠賀郡の中心に位置します。

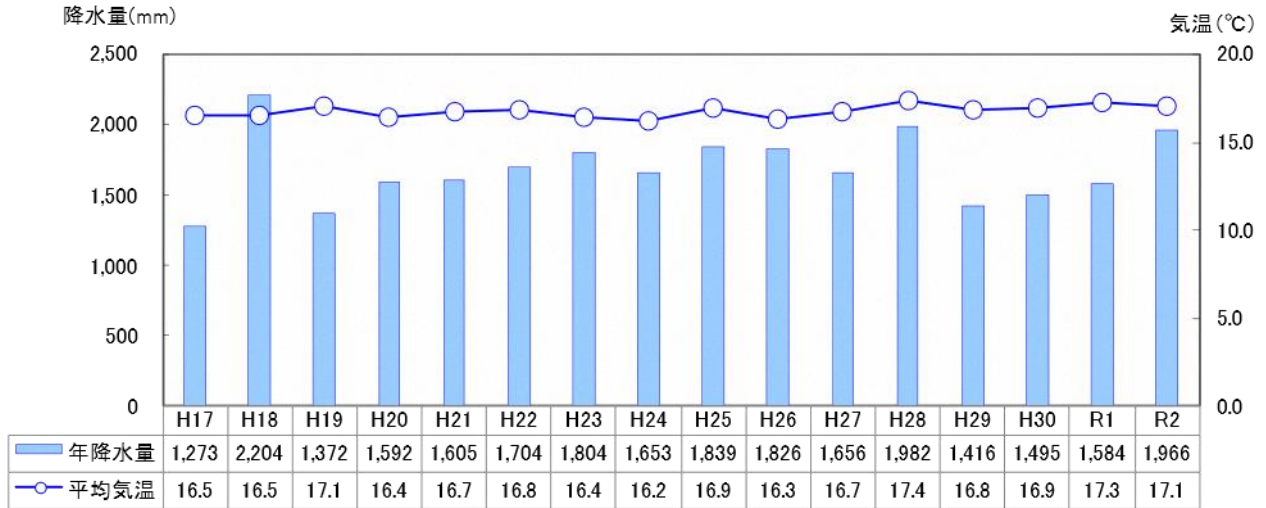
また、本町は町域の7割を平坦地が占め、遠賀川の下流部に位置することから、潮の干満の影響を受けやすい地形です。西端部には南北に遠賀山系が連なり、西川、戸切川等が北東に流れ、遠賀川と合流して響灘に注いでいます。



(3) 気象

本町に最も近い福岡管区気象台八幡観測所の気象データによると、16年間（平成17年～令和2年）の年平均気温は16.8℃で、年平均降水量は1,685.5mmとなっています。また、年間を通して南・南南西の風が多くみられます。

■年降水量と平均気温の推移

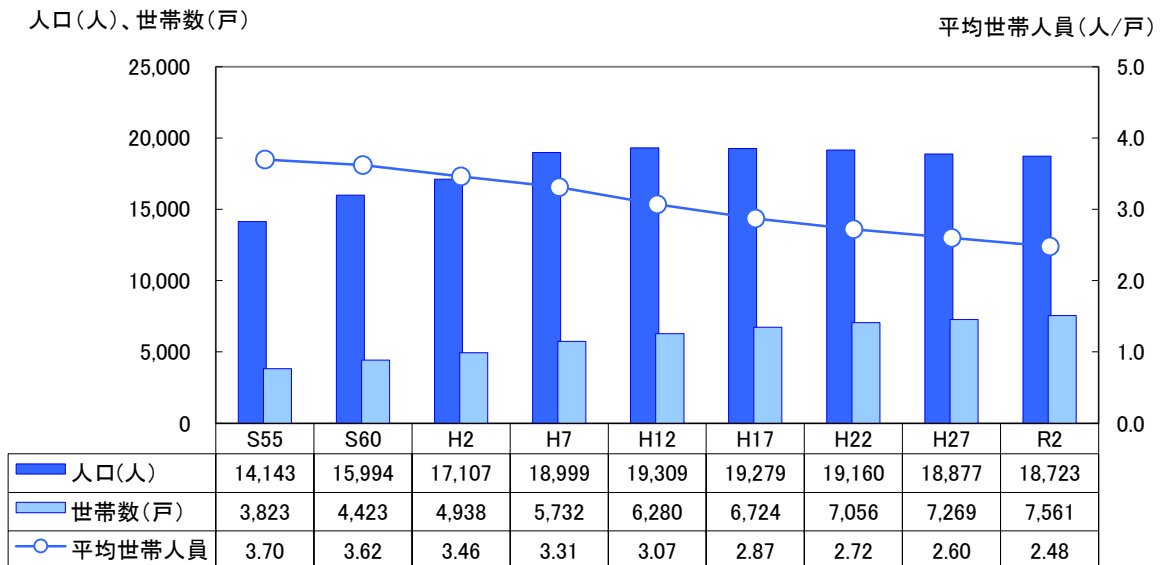


[資料:気象庁(気象統計情報)]

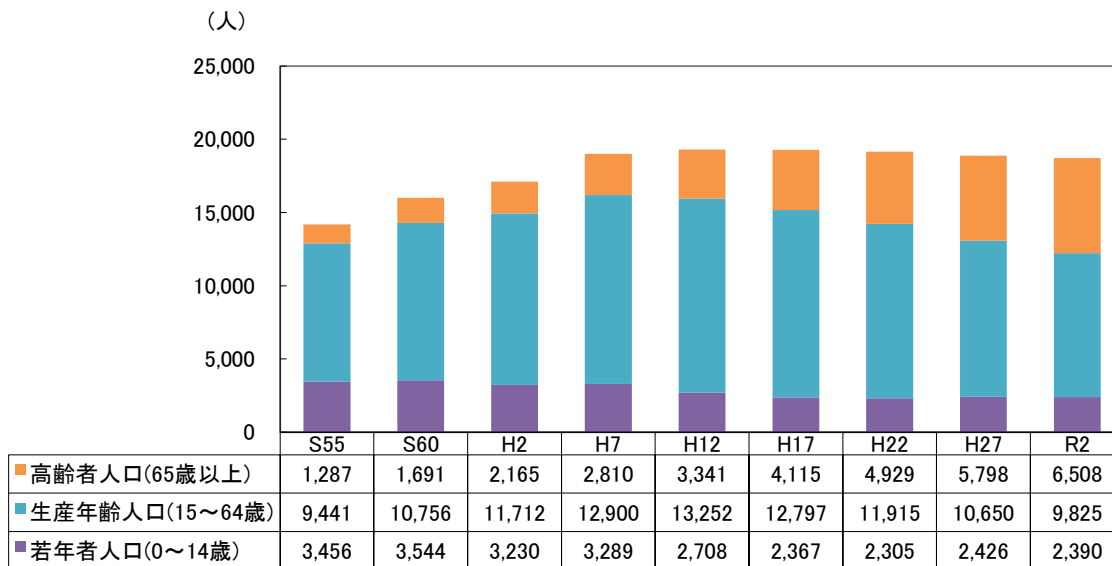
(4) 人口

本町の人口は、昭和40年代より増加傾向が強くなり、平成12年の19,309人をピークに減少に転じ令和2年は18,723人となっています。一方、世帯数の増加は続いており、平均世帯人員は減少傾向にあります。昭和55年は3.70人/世帯でしたが、令和2年は2.48人/世帯となっています。また、65歳以上人口は徐々に増加し、令和2年には6,508人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は34.8%となっています。

■遠賀町の人口推移



[資料:国勢調査]

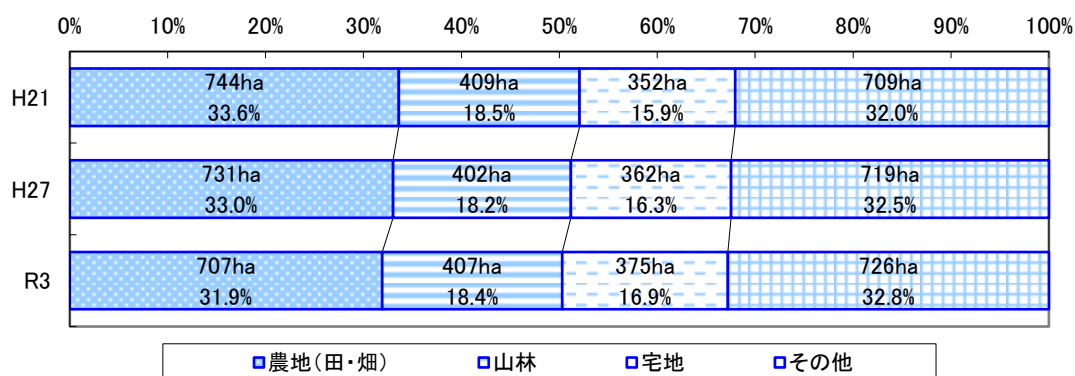


[資料:国勢調査]

(5) 土地利用

本町の総面積 2, 215ha のうち、令和 3 年度では農地が 31.9%と最も多くを占めています。次いで、山林が 18.4%、宅地が 16.9%となっています。平成 21 年度と比較して、宅地は 375ha と約 23ha 増えており、農地は 707ha と約 37ha 減少しています。山林については、平成 27 年度と比べて、農業従事者の高齢化及び担い手の減少により、管理ができていない山間部の荒廃した農地が山林に見直されたため面積が増えています。

■ 土地利用区分面積



[資料:固定資産概要調査(平成 21 年度、平成 27 年度、令和 3 年度)]

2 計画策定の背景

(1) 国内外の環境動向

近年、世界中で異常気象が発生し、日本各地においても、猛暑による被害や豪雨による災害が発生するなど、気候変動の影響が現れ始めています。今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨などの気候変動のリスクはさらに高まることが予測されます。

さらに生物多様性は、森林の伐採や河川の改修等の人間活動、里山等の自然の手入れ不足による生態系への影響、外来種の持ち込みによる生態系の攪乱、地球環境の変化等さまざまな要因により危機に瀕しております。

一方我が国では、まだ食べることができる食品を大量に廃棄している現状があります。これは資源の無駄遣いであり、環境負荷の増大等の問題でもあります。

また、マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっています。

このような中、国際的な動向として、2015(平成27)年に誰一人取り残さない社会の実現を目指した持続可能な開発目標 (SDGs) や気候変動のリスクを回避するために世界の気温の上昇を2℃以内にとどめ、1.5℃以内に抑える努力をすることを目的としたパリ協定が採択され、令和元年には海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050(令和32)年までにゼロとすることを目指す大阪ブルー・オーシャン・ビジョンが首脳間で共有されました。

国内においては、国の第五次環境基本計画、生物多様性国家戦略、地球温暖化対策計画、第四次循環型社会形成推進基本計画の策定、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行、政府が国内の温室効果ガスの排出量を2050(令和32)年までに実質ゼロにすることを宣言するなど環境施策を取り巻く状況は大きく変化しています。

(2) 遠賀町の環境評価

1) 成果指標の達成状況

第1次遠賀町環境基本計画（中間見直し）における11件の成果指標のうち、令和2年度に把握できる実績では、達成できている項目は4件で、達成状況は約4割となっています。

目標の達成ができていない項目は、今後も継続して取り組むか検討し、継続する場合は目標値の見直しを行います。達成ができていない項目については、その原因を把握し、継続して取り組むか検討し、継続する場合は、現状に沿った目標値の見直しを行います。

■ 成果指標の達成状況

成果指標	目標値 (目標年)	現況値※1	達成状況
自然観察会等の開催回数	4回/年 (R3年度)	3回/年 (R1年度)	×
蟹喰池のオニバスの開花数	50 (R3年度)	0 (R2年度)	×
住民1人1日当たりのごみ排出量	871g/人・日 (R2年度)	858g/人・日 (R2年度)	○
ごみの資源化率	25% (R2年度)	19.10% (R2年度)	×
生ごみ自己処理件数 (電動生ごみ処理機補助累積件数及びダンボールコンポスト補助累積件数)	累積1,300件 (R3年度)	累積1,309件 (R3年10月末)	○
公共施設のエネルギー消費量 (比較する対象施設が大きく変わっているため比較が困難となった)	28,581,430 MJ の 10%減 (H29年度)	16,263,039 MJ 43%減 (R2年度)	—
エネルギー消費量	2,223,741GJ の 5%減 (R3年度)	1,697,051GJ 24%減 (H30年度)	○
公用車への低公害車の導入台数	4台 (R3年度)	2台 (R2年度)	×
環境学習講座等の実施開催団体数	累積25団体 (R3年度)	累積18団体 (R2年度)	×
事業者の環境マネジメントシステム取得数	累積15社 (R3年度)	累積18社 (R2年度)	○
社員への環境教育に取り組む事業者の割合	42.3% (R3年度)	14.20% (R2年度)	×

※1: 第2次遠賀町環境基本計画策定時で把握できる実績値

※MJ(メガジュール)GJ(ギガジュール): 熱量・エネルギー量を示す単位の1つ。1MJは3ℓ(3kg)の水の温度を80℃上昇させる熱量で、1GJ=1,000MJを示す。

2) 住民の評価

計画の策定にあたって、令和2年8月に第2次遠賀町環境基本計画等に反映させることを目的とする、第6次遠賀町総合計画等に係る町民アンケート調査（以下、「町民アンケート調査」という。）を実施しました。

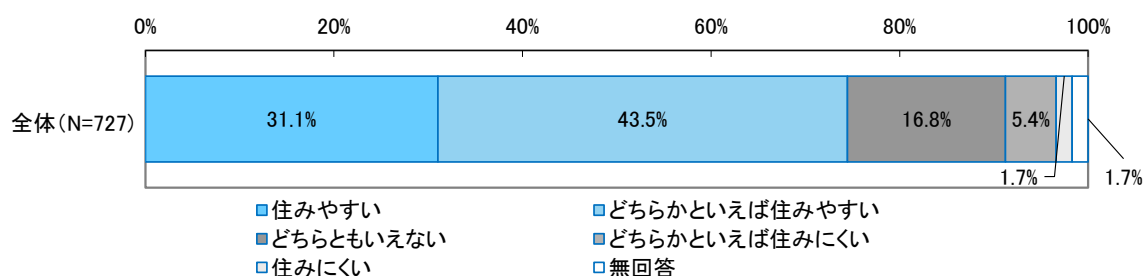
【町民アンケート調査実施概要】

- 調査対象者：本町在住の18歳以上の方2,000名を無作為抽出
- 調査期間：令和2年8月
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 回収数：727件（36.4%）

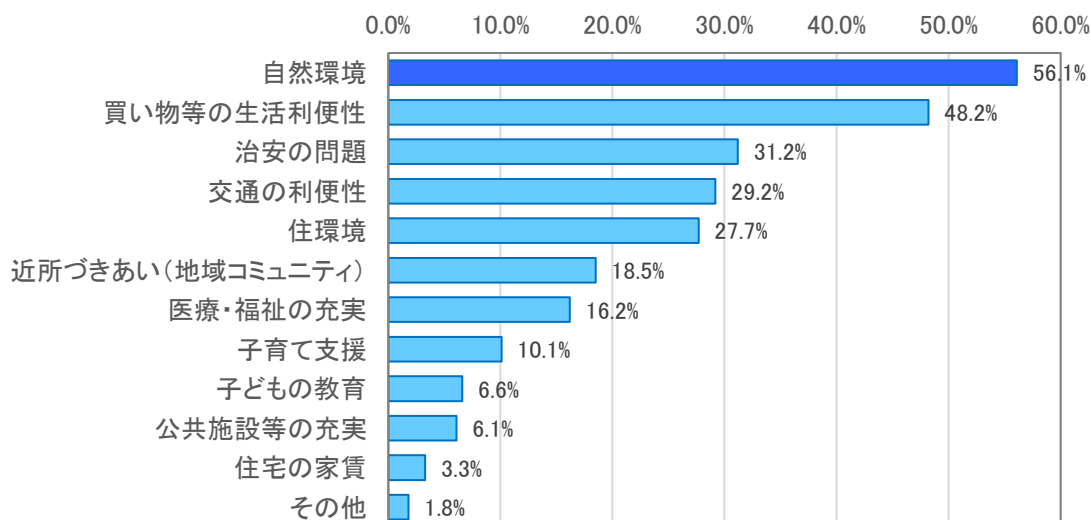
町民アンケート調査によると、遠賀町の住みやすい理由の第1位が「自然環境」となっています。

まちづくりに関する満足度でも上位3項目が「緑や自然の豊かさ」「下水道等の整備（し尿処理、排水処理）」「環境への配慮（省エネやごみ収集、リサイクル等）」となっており、環境分野での満足度が高い結果となっています。

①遠賀町の住みごころ(全体集計:N=727)



②遠賀町の住みやすい理由(全体集計:上位順、複数回答 N=542)



③まちづくりに関する満足度(満足度上位項目〈平均値〉)

緑や自然の豊かさ	1.14
下水道等の整備(し尿処理、排水処理)	0.78
環境への配慮(省エネやごみ収集、リサイクル等)	0.76
子育て支援の充実(子ども医療費の助成・乳幼児健診・相談等)	0.46
保育環境の充実(幼稚園・保育園・学童保育等)	0.41
町の情報発信・PRの充実(広報、ホームページ等)	0.37
交通安全対策(歩道整備、信号機設置、交通安全教育)	0.36
道路の整備(国・県道、町道、住宅まわりの道路等)	0.31
公園・広場の整備(利用しやすさ・管理状況)	0.30
健康づくりへ向けた取り組み	0.25

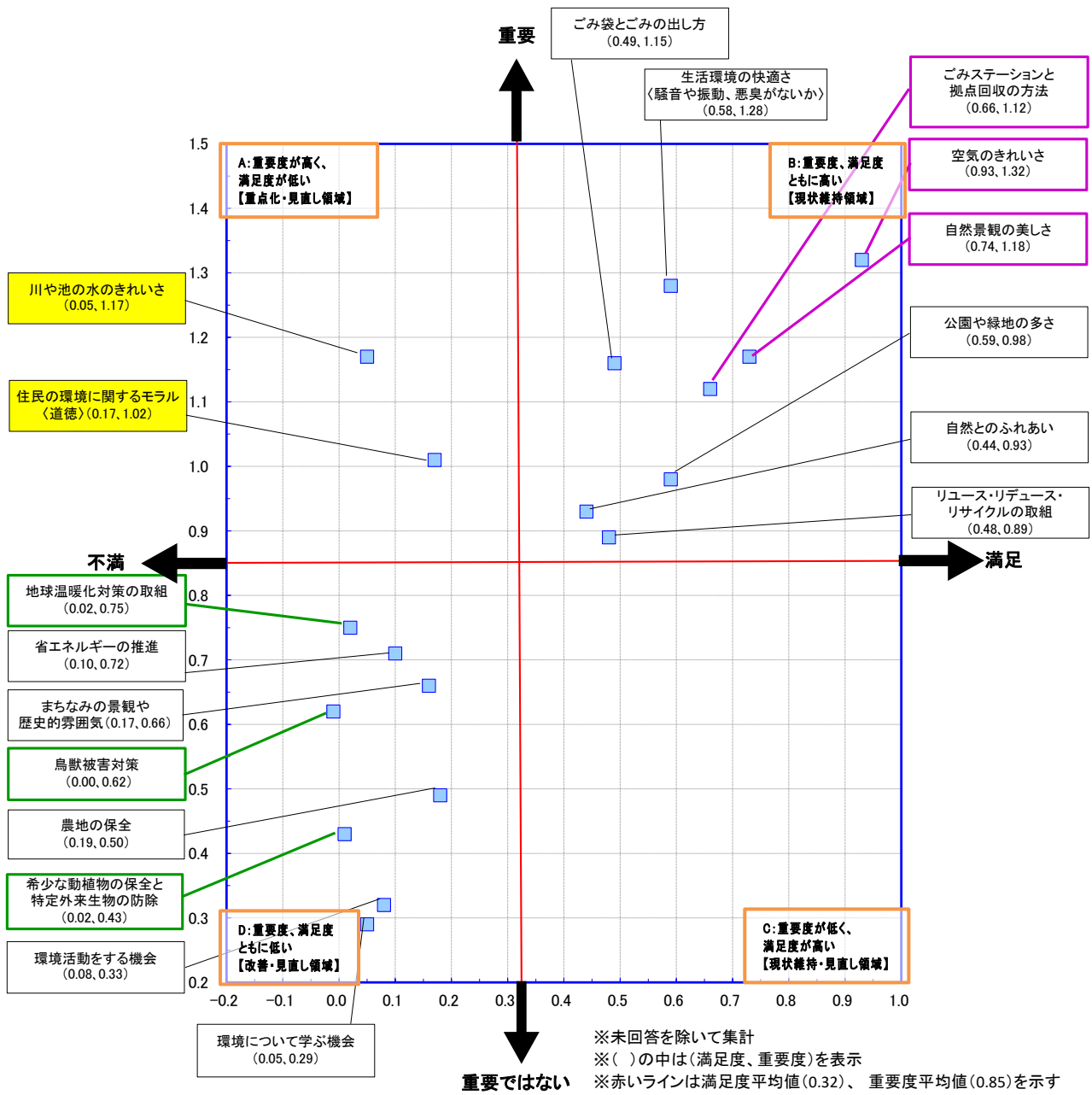
【満足度の段階評価の設定に関する平均値の数値化について】

満足度の数値化の算出方法は、「満足(重視)している」に2点、「やや満足(重視)している」に1点、「どちらともいえない」に0点、「あまり満足(重視)していない」に-1点、「満足(重視)していない」に-2点を設定し、それぞれの回答者数を乗じ、「無回答」を除いた全体回答数で除したものです。

遠賀町の環境に関する満足度と重要度では、最も満足度が高い項目は「空気のきれいさ」で、次いで「自然景観の美しさ」「ごみステーションと拠点回収の方法」となっています。一方、満足度の低い分野は「鳥獣被害対策」「希少な動植物の保全と特定外来生物の防除」「地球温暖化対策の取組」となっています。

満足度と重要度についての結果を、相関分析すると、町民の最も優先順位が高い項目は、「住民の環境に関するモラル」と「川や池の水のきれいさ」となります。

④遠賀町の環境に関する満足度と重要度(令和2年)



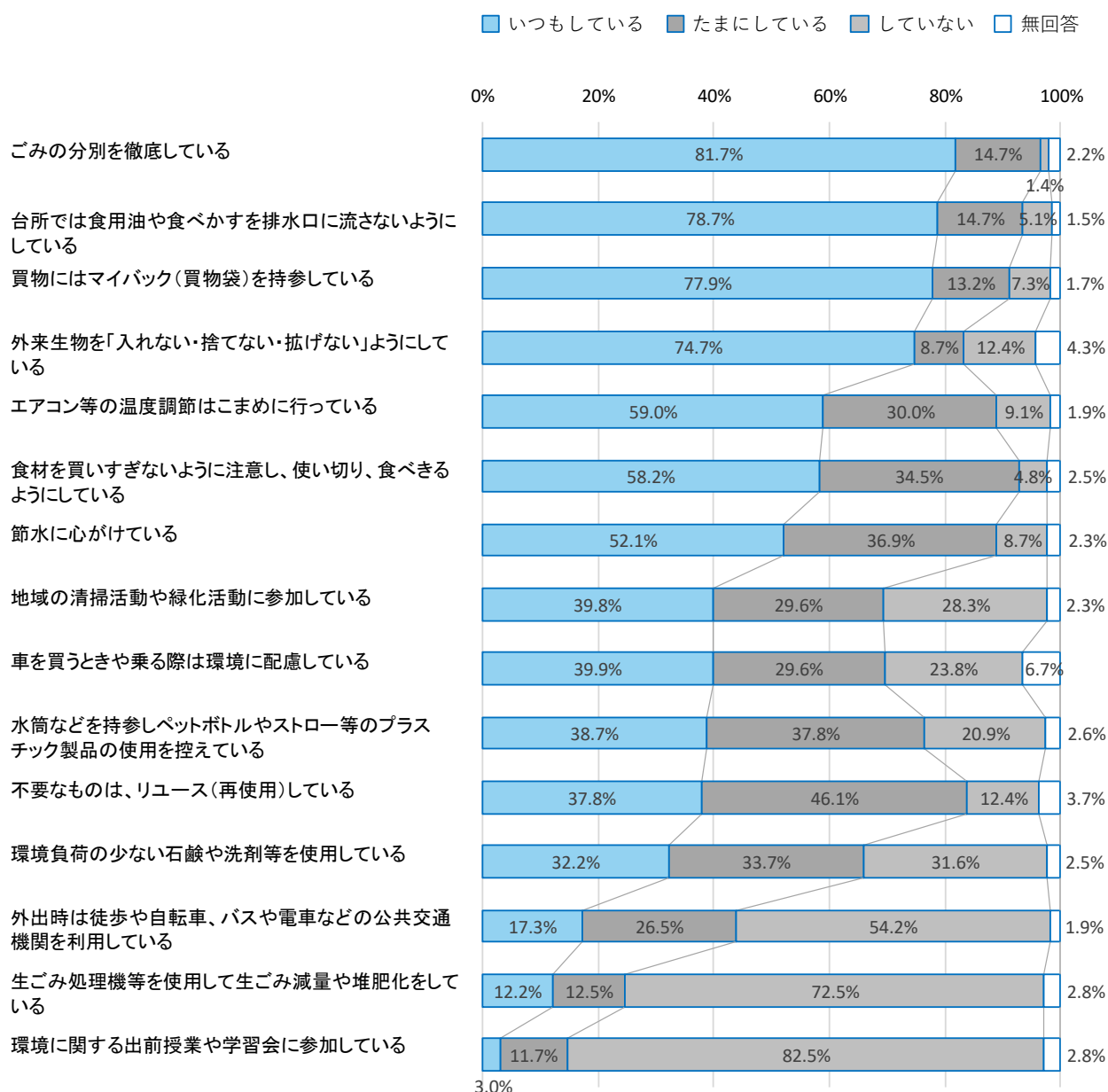
●満足度(重要度)の傾向を示す平均点の算出方法

$$\text{平均評価得点} = \frac{
 \begin{aligned}
 & \left[\begin{aligned}
 & \text{「かなり満足(重要)」の回答者数} \times 2 \text{点} + \\
 & \text{「やや満足(重要)」の回答者数} \times 1 \text{点} + \\
 & \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 0 \text{点} + \\
 & \text{「やや不満(あまり重要ではない)」の回答者数} \times (-1 \text{点}) + \\
 & \text{「かなり不満(重要ではない)」の回答者数} \times (-2 \text{点})
 \end{aligned} \right]
 \end{aligned}
 }{
 \begin{aligned}
 & \left[\begin{aligned}
 & \text{「かなり満足(重要)」} + \\
 & \text{「やや満足(重要)」} + \\
 & \text{「どちらともいえない」} + \\
 & \text{「やや不満(あまり重要ではない)」} + \\
 & \text{「かなり不満(重要ではない)」}
 \end{aligned} \right]
 \end{aligned}
 }
 \times \text{の合計得点} \div \text{の回答者数(無回答を除く)}$$

環境保全につながる取り組みの実施状況・今後の実施予定では「生ごみ処理機等を使用して生ごみ減量や堆肥化をしている」「環境に関する出前講座や学習会の参加している」について70%以上が実施「していない」、40%程度が今後も「実施するつもりはない」と回答しています。

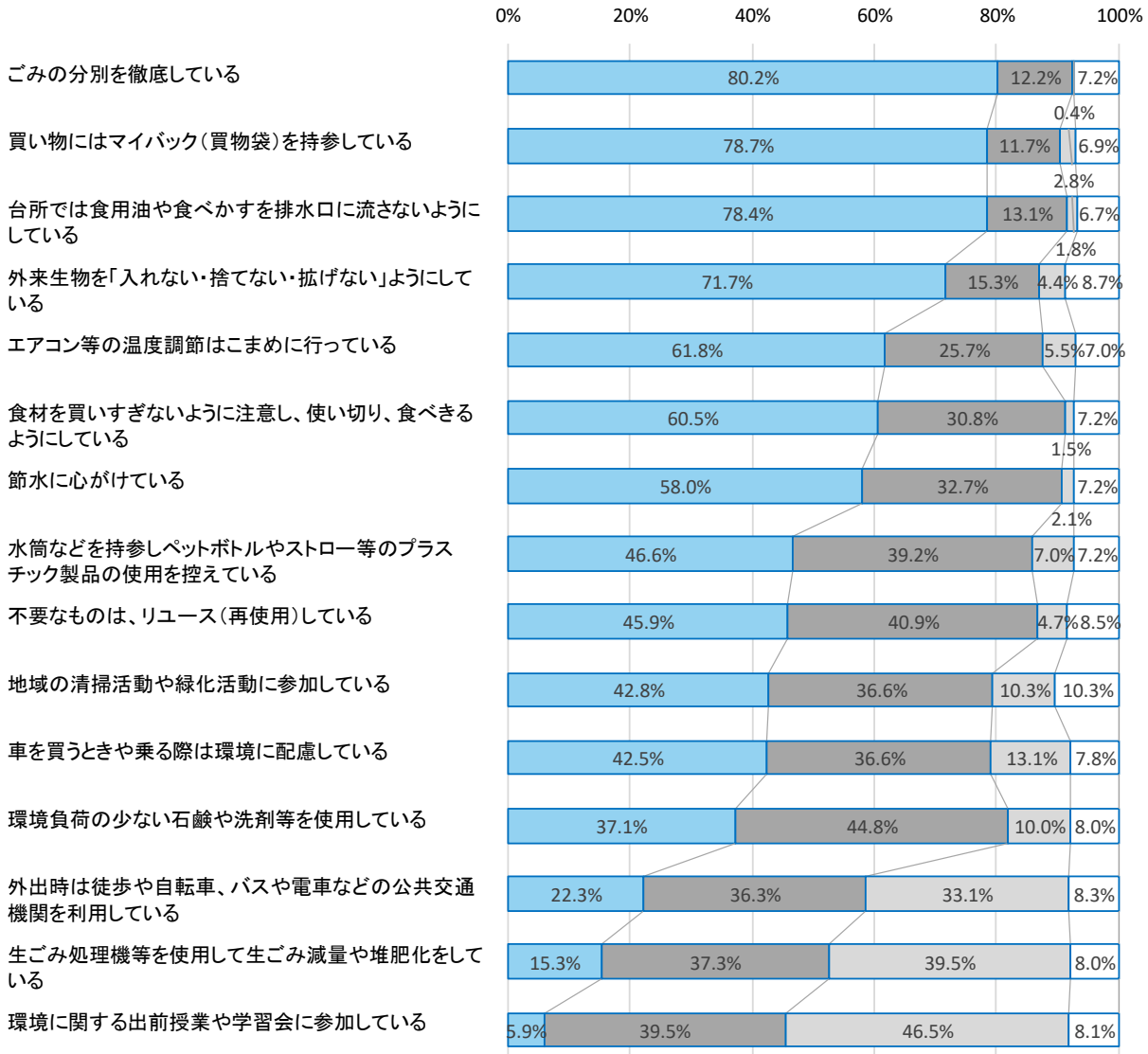
これらの項目は今後取り組むべき課題とする必要があります。

⑤環境保全につながる取り組みの実施状況(令和2年)



⑥環境保全につながる取り組みの今後の実施予定(令和2年)

■ 実施を続ける ■ 実施したい ■ 実施するつもりはない □ 無回答



3 めざす環境像

めざす環境像とは、条例第2条の基本理念に基づき設定された、遠賀町が目標とし達成しようとする環境の姿をイメージ化した計画の基本となるものです。本計画の策定にあたり前計画の基本方針を踏まえ、基本的には前計画を継承することとします。

また、上位計画である第6次遠賀町総合計画の将来像は、「まちがつながり ひとがつながる 未来へつなぐ遠賀町」と設定され、遠賀川駅周辺の開発などによるまちがつながり人々がつながりそして未来へつないでいき町が発展していく意味を込めて将来像のキーワードとして提案されました。

総合計画の下位計画であること、「まち、ひと、未来」をつなぐ先には、みんなが「笑顔」であってほしいことから、めざす環境像を「笑顔つなぐ 水と緑のまち おんが」と設定しました。



■れんげ畑

4 環境目標

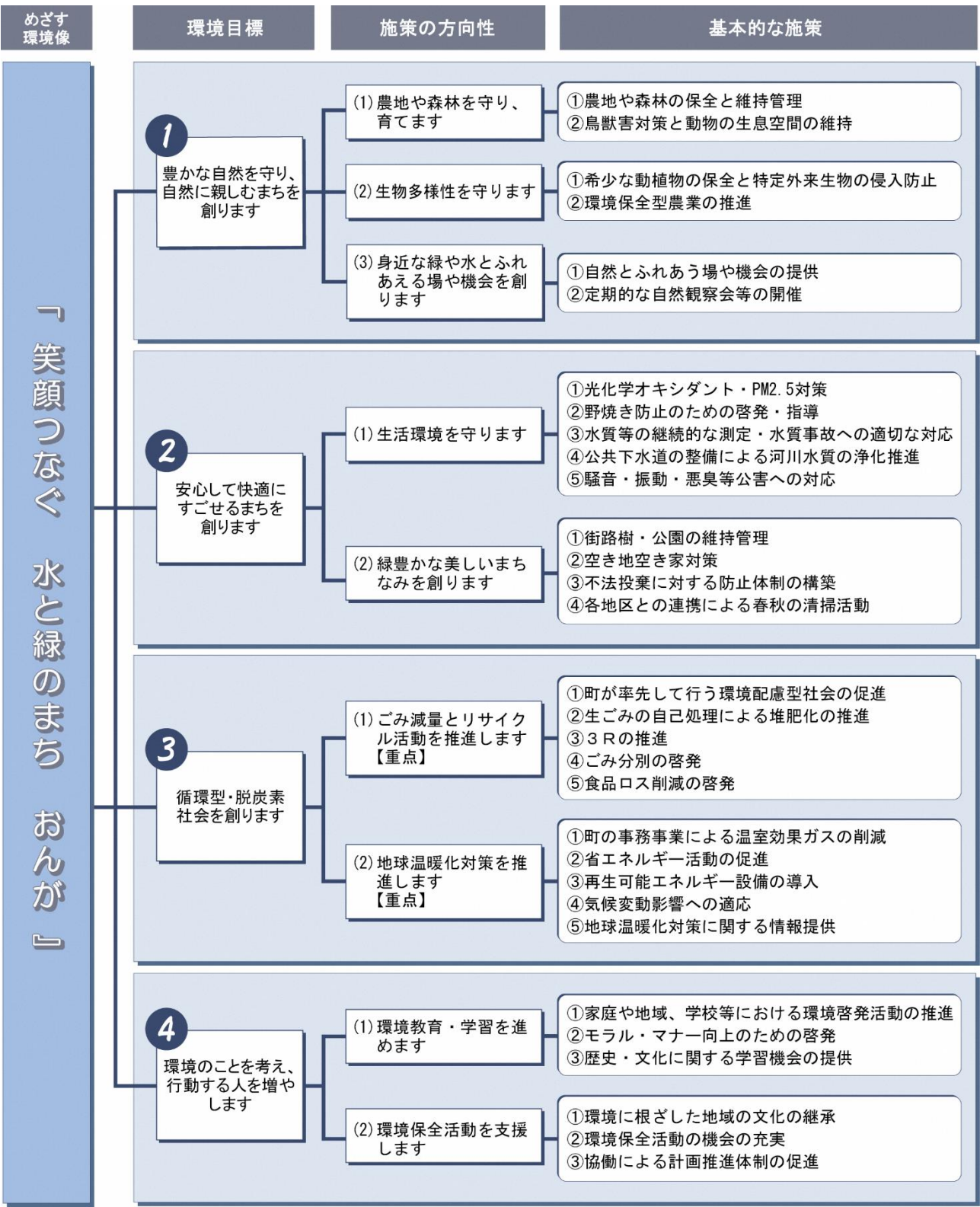
めざす環境像である「笑顔つなぐ 水と緑のまち おんが」を実現するためには、自然環境や生活環境などの環境分野ごとの環境目標を掲げ、実現していく必要があります。

本計画では、5つの環境分野を4つに集約し、それぞれの環境目標を以下のように設定しました。

■環境分野ごとの環境目標

環境分野	環境目標
自然環境	<p>豊かな自然を守り、自然に親しむまちを創ります</p> <p>（本町の特長である河川や農地等の自然環境を保全するとともに、生物多様性を守り、自然とふれあえる環境をめざします。）</p>
生活環境・快適環境	<p>安心して快適にすごせるまちを創ります</p> <p>（生活環境を守り、緑豊かな美しいまちなみの維持を図りながら、誰もが安心して快適にすごせる環境をめざします。）</p>
地球環境	<p>循環型・脱炭素社会を創ります</p> <p>（未来の子どもたちのために、ごみ減量やリサイクル活動の推進、地球温暖化防止などに取り組み、持続可能な社会づくりをめざします。）</p>
環境保全体制	<p>環境のことを考え、行動する人を増やします</p> <p>（本町の最大の資源である町民の力を最大限に引き出しながら、環境のことを考え行動する人を増やし、本町らしい地域の環境保全体制の構築をめざします。）</p>

5 施策体系



※【重点】本計画期間中に特に力を入れて取り組むものとして設定します。

6 各主体の役割

(1) 町民の役割

日常生活に伴う環境への負荷を低減するように努め、環境の保全に自ら積極的に行動するとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力します。

(2) 住民団体の役割

それぞれの団体活動において、団体が一体となって基本理念への理解を深め、環境への負荷の低減及び環境保全活動に努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力します。

(3) 事業者の役割

その事業活動において、再生資源など環境への負荷を低減する原材料、役務等を利用するとともに、その事業活動に係る製品等の使用や廃棄による環境への負荷を低減するように努めなければなりません。また、町が実施する環境の保全に関する施策に協力します。

(4) 町の役割

住民、住民団体、事業者が実施する環境への取り組みを支援するとともに、町の区域の自然的社会的条件に応じ、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を講じて、自ら率先して環境への負荷を低減するように努め、住民等との協働によりそれを実施します。

◆SDGs と遠賀町環境基本計画

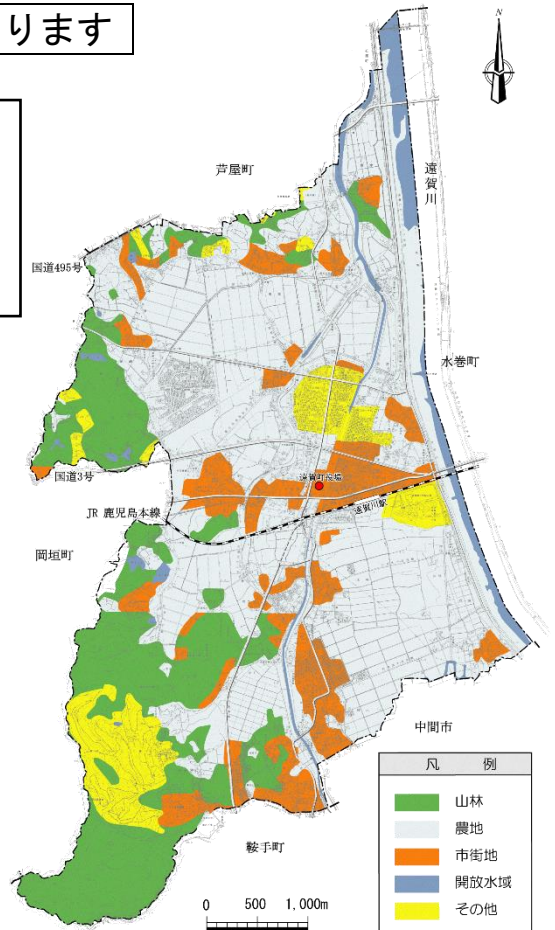
2015(平成 27)年の国連総会において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。その中で、「誰一人取り残さない」を基本理念として持続可能な世界を実現するため 2030(令和 12)年までに到達すべき国際社会全体の目標「持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)」として、17 のゴールと 169 のターゲットが提示されました。これら SDGs の取り組みの中には、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産と消費、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった地球環境そのものの課題や環境と密接に関わる内容が含まれています。

本計画の推進にあたり、それぞれの基本的な施策において持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 のゴールとの関連性を明確にするうえで、SDGs の目標を踏まえた施策を展開することが、持続可能な社会の実現につながるようになります。

本計画では、第 2 章の施策体系に示す“環境目標”ごとに SDGs に示すゴールを図示し、各施策がどのゴールに関連しているのかを分かりやすく表現します。



1 豊かな自然を守り、自然に親しむまちを創ります



〔資料：環境省「自然環境保全基礎調査」第2回～第7回〕

■土地利用図

町全域に農地が広がり、西側が山林となっている。

(1) 農地や森林を守り、育てます

1) 現況と課題

本町の土地利用状況は、農地が31.9%、山林が18.4%を占めるなど、約5割が自然的土地利用となっています。

本町は、豊富な水資源や平坦な地形等の恵まれた自然的条件により、古くから農業やその背後地である里山の維持管理が行われてきました。

しかし、近年では農業就業人口や農業産出額、耕地面積はいずれも減少傾向にあり、耕作放棄地の増加や森林の荒廃等による鳥獣被害等が課題となっています。

農地や森林、水辺等の自然的空間は、私たちの生活を営む上で重要な役割を果たしているだけでなく、動植物の生息生育空間としても重要であるため、その維持、管理、保全が必要です。

また、町内ではイノシシによる農作物の被害が発生しており、柵や箱罾の設置等による防止対策を行っています。さらに近年では、シカやアナグマ、カモ等の被害もあり、隣接する市町との情報交換を行いながら、迅速に対応していく必要があります。

2) 基本的な施策

①農地や森林の保全と維持管理

- ・ 荒廃農地の発生防止と解消に努めます。
- ・ 新規就農者数を増やし農地を活用します。

②鳥獣害対策と動物の生息空間の維持

- ・ 農作物等に被害を及ぼすイノシシ等の鳥獣害対策を行います。
- ・ 動物の生息空間である森林を守ります。

3) 住民等・事業者の取組

- ・所有している山林・農地を適切に管理します。
- ・森林の開発・整備にあたっては、自然環境や景観に配慮します。
- ・森林や農地の保全活動に興味を持ち、積極的に参加します。
- ・地元の農産物を優先的に使用します。

4) 「農地や森林を守り、育てる」ための成果指標

指 標	現況値(R2 年度)	目標値(R13 年度)
自然景観に満足している人の割合	64%	70%
荒廃農地面積	1.1ha	0ha

(2) 生物多様性を守ります

1) 現況と課題

土地利用に関する法規制等の状況として、自然保全地域や自然公園地域は存在しませんが、鳥獣保護区や保安林等が指定されている地域がありますので、それぞれの根拠法に基づき、無秩序な開発の規制や適正な土地利用の誘導を図る必要があります。

蟹喰池がにはみいけのオニバスは、絶滅危惧種で町指定文化財でもありますが、近年開花が見られないため、今後も、生育環境の改善等の取り組みを推進していく必要があります。

また、本町においても特定外来生物^{※1}であるオオキンケイギクの繁茂やミシシippia カミミガメ等の繁殖が問題となっており、駆除を行っていく必要があります。

また、本町では農業において、国の助成制度を活用し、れんげの緑肥を利用した減農薬減化学肥料栽培を推進しています。農薬や化学肥料を適正に使用することは、生き物の生息環境を保全するだけでなく、私たち人間にとっても安全・安心な食の供給につながるため、環境保全型農業^{※2}への積極的な取り組みが必要です。

※1 外来生物のうち、特に人の健康、生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法（2004）によって規定された生物。アライグマ、オオクチバス、ウシガエルなど令和3年8月13日現在、156種類が指定されている。

※2 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のことをいう。

2) 基本的な施策

① 希少な動植物の保全と特定外来生物の侵入防止

- ・蟹喰池のオニバスなど、希少な動植物の保全を図るとともに、特定外来生物の侵入拡大防止や防除対策を推進します。

② 環境保全型農業の推進

- ・農薬や化学肥料の適正な使用、れんげ等の景観作物の活用など、環境保全型農業を推進します。

■ 希少な植生・植物

分類名	和名	福岡県カテゴリー(2011)	国カテゴリー
維管束植物	ウマスゲ	絶滅危惧 I A類	-
	オニバス	絶滅危惧 I B類	絶滅危惧 II 類(VU)
	スジヌマハリイ	絶滅危惧 I B類	絶滅危惧 II 類(VU)
	ノウルシ	絶滅危惧 I B類	準絶滅危惧(NT)



■ 蟹喰池のオニバス(平成 28 年)

大きいもので直径が 2m を超える日本最大の水草(絶滅危惧 IB 類(福岡県)、町指定文化財)。



■ アオミドロの繁茂(令和 3 年)

池の底から細胞分裂と接合を行いながら水面に繁殖する糸状藻類。繁殖の過程でオニバスの葉柄が絡めとられ、オニバスが枯死している。池干しの継続と水質浄化剤の投入により、徐々に繁茂が抑制されつつある。

■希少な動物

分類名	和名	福岡県カテゴリー(2014)	国カテゴリー
貝類	オオクリイロカワザンショウ	絶滅危惧 I A類	絶滅危惧 I 類(CR+EN)
	ヒナタムシヤドリカワザンショウ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)
	マメタニシ	絶滅危惧 I A類	絶滅危惧 II 類(VU)
魚類	カワアナゴ	準絶滅危惧	-
	サケ	野生絶滅	-
	シマヒレヨシノボリ	情報不足	準絶滅危惧(NT)
	ニホンウナギ	絶滅危惧 I B類	絶滅危惧 I B 類(EN)
	メダカ(ミナミメダカ)	準絶滅危惧	絶滅危惧 II 類(VU)
甲殻類 その他	ハマガニ	準絶滅危惧	-
	ベンケイガニ	準絶滅危惧	-
昆虫類	キイトンボ	準絶滅危惧	-
	ナガミズムシ	絶滅危惧 I B類	準絶滅危惧(NT)
	ミズカマキリ	準絶滅危惧	-

[資料: 日本レッドデータ、福岡県レッドデータブック(2011、2014)]



■メダカ(ミナミメダカ)



■ニホンウナギ



■ハマガニ



■キイトンボ



■ミズカマキリ

[写真出典: 一般財団法人九州環境管理協会フィルムライブラリー]

3) 住民等・事業者の取組

- ・在来種への影響を理解し、外来生物を持ち込みません・捨てません・拡げません。
- ・農薬の適正使用を守ります。

4) 「生物多様性を守る」ための成果指標

指 標	現況値(R2 年度)	目標値(R13 年度)
蟹喰池のオニバスの開花数	0 個	10 個



■オニバスの円形浮葉



■オニバスの閉鎖花

(3) 身近な緑や水とふれあえる場や機会を創ります

1) 現況と課題

自然とのふれあいとして、サケの放流会が行われています。そのほかにふれあい農園や遠賀川でのおながレガッタなど、土や水辺で自然とふれあう事業を行っています。

身近な緑や水辺、生き物等の自然とふれあうことは、私たちの心に癒しとゆとりを与え、おだやかで心地良い気持ちにしてくれるため、そのような場や機会を創り出していく必要があります。

今後においても自然体験教室や自然観察会等、自然にふれあう場や機会をつくる必要があります。

2) 基本的な施策

①自然とふれあう場や機会の提供

- ・ふれあい農園の貸し出しやおながレガッタの開催、サケの放流会の支援などを通じて、自然とふれあう場や機会の提供をします。

②定期的な自然観察会等の開催

- ・自然観察会や自然体験教室等を開催します。

3) 住民等・事業者の取組

- ・自然の中で行うレクリエーションやイベント等に参加し、自然とふれあいます。

4) 「身近な緑や水とふれあえる場や機会を創る」ための成果指標

指 標	現況値(R2年度)	目標値(R13年度)
自然とのふれあいに満足している人の割合	45%	53%
自然観察会等の開催回数	3回 (R1年度) ※	4回

※R2年度はコロナ禍のため事業活動ができていないためR1年度の現況値とした

2 安心して快適にすごせるまちを創ります



(1) 生活環境を守ります

1) 現況と課題

町民が快適に暮らすためには、きれいな空気は必要不可欠です。町民アンケート調査の結果では「空気のきれいさ」に7割を超える人が重要と感じ、満足しています。

しかし、近年における光化学オキシダント^{※1}やPM2.5^{※2}などによる大気汚染は地球環境だけでなく私たちの健康に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

光化学オキシダントについては、注意報等の発令時には防災無線と街宣車で注意喚起を行っています。

PM2.5は、県からの注意喚起の通知を受けて、本町ホームページに注意喚起情報を掲載しています。

また、本町ではため池や河川の約14か所で水質検査をしており、令和2年度における水質は、季節や採水日の状況により変動しています。今後も定期的な水質検査を行い、環境基準を満たしていく必要があります。

下水道事業においても、整備及び接続を推進していくことによって河川を汚さないよう水質汚濁の防止に努める必要があります。

※1 工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、光化学スモッグの原因となる物質。高濃度では眼、のど、呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

※2 粒径2.5 μm 以下の粒子状物質。単一の化学物質ではなく、炭素、硝酸塩、硫酸塩、金属を主な成分とするさまざまな物質の混合物となっている。呼吸器系や循環器系の疾患のある人、小児、高齢者は、より影響を受けやすい可能性があるため、普段から健康管理を心がけるとともに、体調の変化に注意することが必要。

2) 基本的な施策

①光化学オキシダント・PM2.5対策

- ・光化学オキシダント注意報等が発令されたときは町民に対して速やかな注意喚起を行います。

②野焼き防止のための啓発・指導

- ・野焼きの禁止を啓発・指導します。

③水質等の継続的な測定・水質事故への適切な対応

- ・水質等の継続的な測定を行うとともに、水質事故に対しては迅速かつ適切な対応をとります。

④公共下水道の整備による河川水質の浄化推進

- ・下水道事業の整備及び接続を計画的に推進し、下水道の計画がない区域では、合併処理浄化槽の設置を促進します。

⑤騒音・振動・悪臭等公害への対応

- ・騒音・振動・悪臭等の監視、測定とともに、必要に応じて事業者に公害防止の指導・規制に努めます。

3) 住民等・事業者の取組

- ・河川や用水路の清掃活動を行います。
- ・ごみや草など野焼きをせず、適正に処理します。
- ・油流出事故を起こしません。
- ・下水道供用区域では、下水道に接続します。未供用区域では、合併処理浄化槽を設置し、適正な点検管理を行います。
- ・騒音・振動・悪臭等の公害防止に努めます。
- ・ペットは周囲に配慮した飼い方をします。

4) 「生活環境を守る」ための成果指標

指 標	現況値(R2年度)	目標値(R13年度)
生活環境の快適さ(騒音や振動、悪臭がないか)に満足している人の割合	59%	71%
汚水処理人口普及率	98.3%	100%

(2) 緑豊かな美しいまちなみを創ります

1) 現況と課題

本町では、不法投棄防止の町内パトロールなど環境美化活動を実施しています。また公園等、緑豊かで美しいまちづくりのための景観整備事業を推進してきました。

美しいまちなみを維持するため、地域と一丸となって清掃活動を行っていく必要があります。

公園や街路樹などの樹種は、景観に配慮し、本町の気候風土に合ったものを選定するなど、緑豊かな都市景観の形成を図ります。

また、景観が悪くなることにならないように、空き家や空き地の適正管理を所有者に求めていく必要があります。

2) 基本的な施策

①街路樹・公園の維持管理

- ・街路樹や公園の緑地の維持管理をします。

②空き地空き家対策

- ・空き地や空き家の所有者に適切な管理を求めます。

③不法投棄に対する防止体制の構築

- ・パトロールの強化、啓発看板の設置など不法投棄の防止を推進します。
- ・不適正排出については関係機関、周辺住民と一体となって指導・啓発を行います。

④各地区との連携による春秋の清掃活動

- ・地区が行う清掃活動を支援します。

3) 住民等・事業者の取組

- ・不法投棄は絶対にしません。
- ・ペットの糞は適正に処理します。
- ・地区の清掃活動に参加します。
- ・所有する土地や家屋について適切に管理します。

4) 「緑豊かな美しいまちなみを創る」ための成果指標

指 標	現況値(R2年度)	目標値(R13年度)
年間不法投棄パトロール回収量	2,890kg	2,600kg

3 循環型・脱炭素社会を創ります



(1) ごみ減量とリサイクル活動を推進します【重点】

1) 現況と課題

本町はこれまで、生ごみの減量化に対する補助として、ダンボールコンポスト、生ごみ処理容器、電動生ごみ処理機、発酵促進脱臭剤、それぞれの購入補助制度の支援を行ってきました。

電動式生ごみ処理機については、生ごみの排出量が一般家庭と同等程度である事業所への補助も行っています。

一方、学校、PTA、地域が行う集団回収量は平成21年以降減少しており、3R^{※1}を基本とした循環型社会の実現に向けたさらなる取り組みが必要となります。

ごみの不適切な分別については、原因を分析し、分かりやすい分別方法の啓発など対応する必要があります。

また、食品ロス削減対策として、まずは食品廃棄物の発生を抑制する啓発や取り組みが必要です。



■地区の資源ごみ回収風景

※1 リデュース (Reduce) : 廃棄物等の発生抑制、リユース (Reuse) : 再使用、リサイクル (Recycle) : 再生利用の三つの頭文字をとったもの。

2) 基本的な施策

①町が率先して行う環境配慮型社会の促進【重点】

- ・グリーン購入^{※1}の推進など町が率先して環境配慮型製品の普及に取り組みます。

②生ごみの自己処理による堆肥化の推進【重点】

- ・生ごみ処理機やダンボールコンポスト等の購入補助により、生ごみの自己処理による減量化・堆肥化を推進します。

③3Rの推進【重点】

- ・資源物回収団体を支援し、補助金を交付します。
- ・食用油、古着等の回収を継続しリサイクル活動を推進します。
- ・ごみを出さないリデュース活動、再使用するリユース活動を推進します。

④ごみ分別の啓発【重点】

- ・小規模事業所等にごみの分別の啓発や適正な処理の方法について指導・啓発を行います。
- ・不適切な分別の原因を分析し、原因に対応した啓発・支援を行います。

⑤食品ロス削減の啓発【重点】

- ・食品ロス削減対策・啓発に取り組み、ごみの減量化を推進します。

3) 住民等・事業者の取組

- ・ごみの減量や分別、リサイクルに努めます。
- ・食材を買い過ぎない、使い切る、残さないを実践します。
- ・不要なものは買わない・もらわない（リデュース）を心がけます。

4) 「ごみ減量とリサイクル活動を推進する」ための成果指標

指 標	現況値(R2 年度)	目標値(R13 年度)
ごみの分別を徹底している人の割合	82%	90%
住民1人1日当たりのごみ排出量	857.5 g/人・日	772 g/人・日
ごみの資源化率	19.1%	30%
生ごみ自己処理件数(電動生ごみ処理機、設置型コンポスト及びダンボールコンポスト補助件数)	99 件	115 件

※1 製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

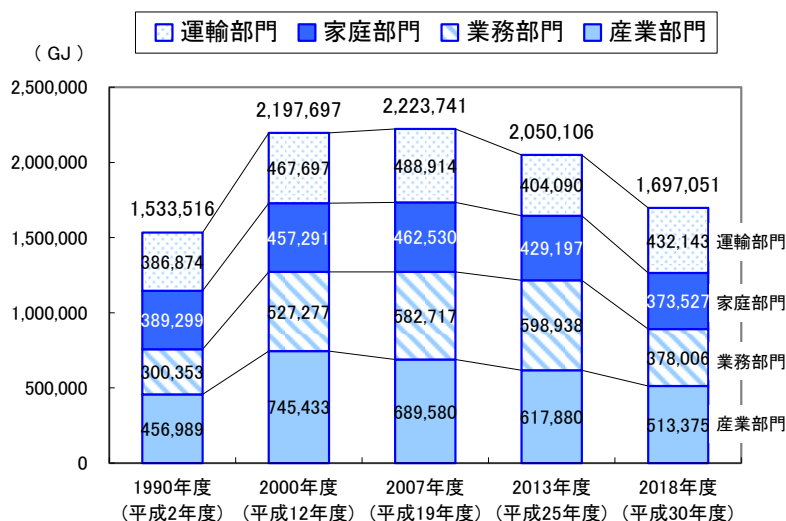
(2) 地球温暖化対策を推進します【重点】

1) 現況と課題

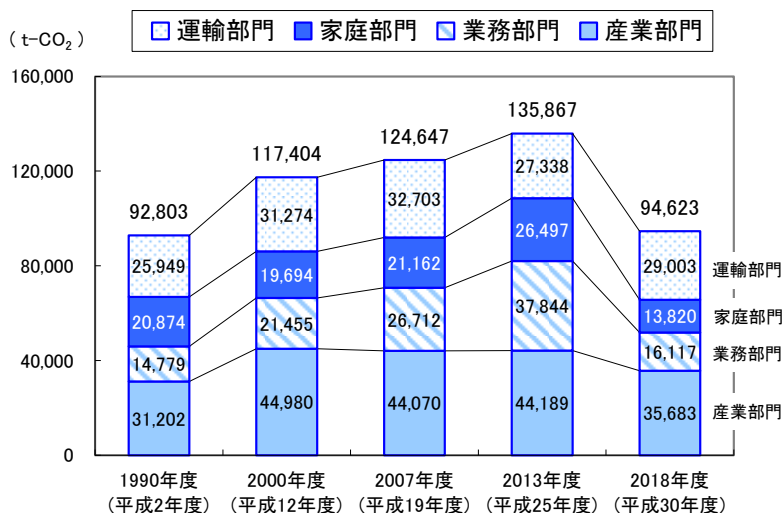
本町の2018(平成30)年度のエネルギー消費量は、2007(平成19)年度比で24%減少しており、2021(令和3)年度までに5%削減するという目標を達成しています。部門別にみると、エネルギー消費量は業務部門(事務所や店舗等、第3次産業で消費されるエネルギー量)が2007(平成19)年度比で35%減少しており、産業部門は26%、家庭部門は19%、運輸部門は12%減少しています。二酸化炭素排出量は24%減少しており、業務部門が40%と最も減少しています。その要因は、再生可能エネルギーの導入拡大や原子力発電所の再稼働などによる電気の二酸化炭素排出係数の低減によるものと考えられます。

また、本町では、2017(平成29)年度に第2次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、本町が実施する事務・事業全般において排出される二酸化炭素排出量を2022(令和4)年度までに2016(平成28)年度と比較して1%削減する目標を掲げ、太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極活用、施設整備の改善等、備品購入費、その他の取り組みに分けて温室効果ガスの削減を進めています。

■エネルギー消費量の推移



■二酸化炭素排出量の推移



[資料 1990(平成2)年度～2007(平成19)年度:平成20年度遠賀町省エネルギービジョン
2013(平成25)年度、2018(平成30)年度:平成20年度遠賀町省エネルギービジョンの推計方法をもとに推計]

2021(令和3)年10月に国の地球温暖化対策計画が閣議決定され、2050(令和32)年における温室効果ガス実質ゼロを目指し、2030(令和12)年度に2013(平成25)年度比で46%削減するという目標を設定しています。本町においても、住民、事業者、行政の各主体がより一層再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入などの取り組みを実践していく必要があります。

2) 基本的な施策

①町の事務事業による温室効果ガスの削減【重点】

- ・第2次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき本町が率先して温室効果ガスの削減に努めます。

②省エネルギー活動の促進【重点】

- ・本町においては、公用車の低公害車^{※1}の普及促進等、公共施設照明のLED化により省エネルギーの推進を図ります。
- ・九州エコファミリー応援アプリの利用促進、マイカー利用の抑制、低公害車の普及促進等、家庭や事業所における省エネルギー活動の促進を行います。

③再生可能エネルギー設備の導入【重点】

- ・公共施設で使用するエネルギーを再生可能エネルギーに転換していくための検討を行います。

④気候変動影響への適応^{※2}【重点】

- ・熱中症対策、災害対策など気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策を検討します。

⑤地球温暖化対策に関する情報提供【重点】

- ・広報や本町ホームページ、イベント等で、地球温暖化対策に関する情報提供を行います。

3) 住民等・事業者の取組

- ・環境負荷の少ない移動手段を選びます。
- ・太陽光発電など再生可能エネルギー設備の導入を検討します。
- ・設備・機器を購入する際は、よりエネルギー消費の少ないものを選びます。
- ・エネルギー消費が少ない生活・事業活動を行います。
- ・地球温暖化対策の適応策を実行します。

※1 低公害車とは、窒素酸化物(NO_x)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃料性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車です。天然ガス自動車、電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリット自動車、プラグインハイブリット自動車、水素自動車、クリーンディーゼル自動車、低燃費かつ低排出ガス認定自動車がこれに当たり、遠賀町ではこのうち、電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリット自動車、プラグインハイブリット自動車、水素自動車の普及促進を進めます。

※2 気候変動(地球温暖化)対策として、既に起こりつつある、あるいは起こりうる温暖化の影響に対して自然や人間のあり方を調整すること。もう一つの対策は、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するなどの「緩和」である。

4) 「地球温暖化対策を推進する」ための成果指標

指 標	現況値(R2 年度)	目標値(R13 年度)
公共施設のエネルギー消費量	16,263GJ	14,637GJ
公用車への低公害車の導入台数	2 台	4 台
町域からの二酸化炭素排出量 (国の地球温暖化対策計画の目標水準)	135,867t-CO ₂ 2013(平成 25)年度	73,368t-CO ₂ 2030(令和 12)年度

※:GJ(ギガジュール):熱量・エネルギー量を示す単位の1つ。1GJ=1,000MJ=10億Jを示す。

※:t-CO₂(トンCO₂):二酸化炭素の排出量をt換算で示す単位(1t-CO₂=1,000kg-CO₂)。



■プラグインハイブリッド公用車

4 環境のことを考え、行動する人を増やします



(1) 環境教育・学習を進めます

1) 現況と課題

環境に関する情報提供は、広報や本町ホームページへの掲載、講習会の開催等で行っています。

しかし、地球温暖化や大気汚染など、環境汚染につながるさまざまな問題が深刻化しており、家庭や地域、学校において、環境保全について理解を深めるための環境啓発活動や環境教育の重要性が増しています。

また、環境問題に関心を持ち続け、一人ひとりが意識を高める取り組みが必要です。

子どもたちを含む住民や事業者等の環境保全意識を高めるためにも、環境学習の機会を積極的に設け、啓発を推進していく必要があります。

2) 基本的な施策

①家庭や地域、学校等における環境啓発活動の推進

- ・体験学習や出前講座等家庭や地域、学校等における環境啓発活動を推進します。

②モラル・マナー向上のための啓発

- ・広報や本町ホームページ、看板等で、モラル・マナー向上のための啓発を行います。

③歴史・文化に関する学習機会の提供

- ・郷土の歴史や文化財に関する講座等、歴史文化に関する学習の機会を提供します。

3) 住民等・事業者の取組

- ・環境啓発活動に参加し環境に対する関心や認識を深めます。
- ・モラル・マナーに欠けた行動をしません。
- ・郷土の歴史への理解を深め学習会に参加します。

4) 「環境教育・学習を進める」ための成果指標

指 標	現況値(R2年度)	目標値(R13年度)
環境に関する出前講座や学習会に参加している町民の割合	15%	23%
出前講座や学習会等の回数	6回	7回

(2) 環境保全活動を支援します

1) 現況と課題

令和2年10月に島津のヤマザクラが町の天然記念物に指定され、令和3年12月現在、県指定1件、町指定19件の指定文化財があります。地域では、老良山笠や島津山笠をはじめとする伝統的な祭りなど、遠賀町固有の歴史や文化を伝える様々な取り組みが行われています。歴史的・文化的資源は一旦壊されると再現することのできない貴重な財産であり、後世に引き継いでいくことが大切です。

また、環境活動団体により、環境に対する啓発活動等が行われています。自発的にごみ減量活動等に取り組んでいる町民もいます。

今後は、協働による、多くの住民や事業所が環境保全活動に気軽に参加できる環境づくりが必要です。

2) 基本的な施策

①環境に根ざした地域の文化の継承

- ・地元に伝わる文化を保存・継承します。

②環境保全活動の機会の充実

- ・地域における環境保全活動への参加や協働の機会の充実を図ります。

③協働による計画推進体制の促進

- ・住民や事業者と協働による環境保全活動を推進します。

3) 住民等・事業者の取組

- ・地域の歴史や文化を大切にし伝承等に努めます。
- ・環境保全活動に積極的に参画・参加します。

4) 「環境保全活動を支援する」ための成果指標

指 標	現況値(R2年度)	目標値(R13年度)
環境活動をする機会に満足している人の割合	14%	20%
協働で行われた環境保全活動の回数	3回 (R1年度) ※	5回

※R2年度はコロナ禍のため事業活動ができていないためR1年度の現況値とした



■ 島津のヤマザクラ

推定樹齡 200～300 年 胸高幹周:278 cm 樹高:約 18m

枝振り/南北:約 11m、東西:約 19m

第4章

計画の実現に向けて

1 計画の推進体制

(1) 環境審議会

条例第10条では、遠賀町環境審議会の設置と環境基本計画及びその施策の推進にあたり必要な計画を調査審議すると定めています。

従って、環境基本計画の進捗状況等について年次報告を行うとともに、今後の推進に向けた有益な意見及び提言をいただくものとします。

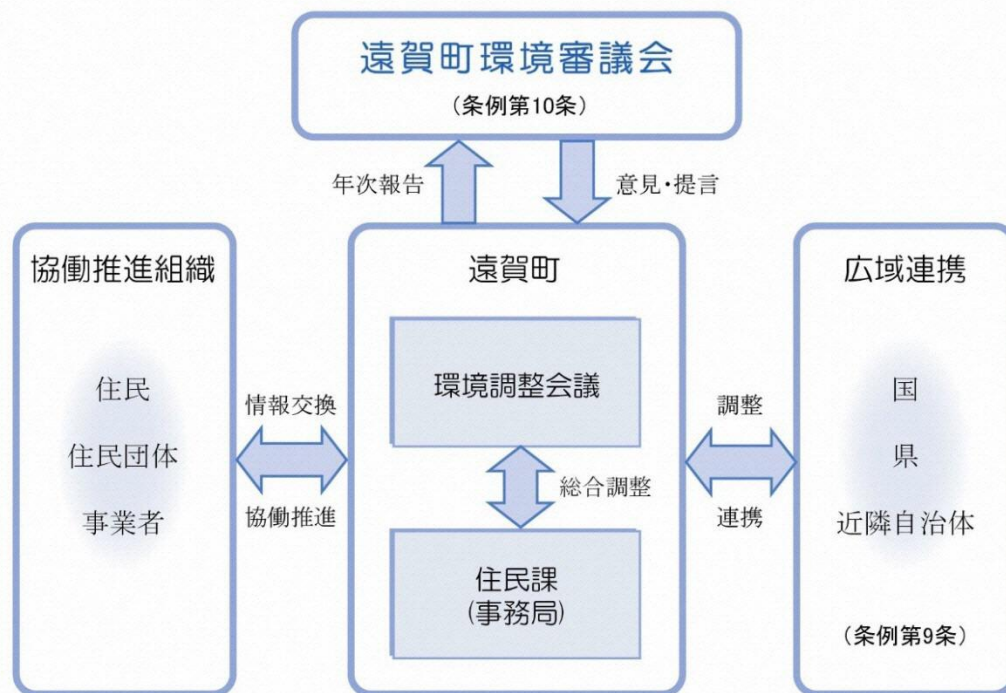
(2) 環境調整会議及び協働推進組織

条例第8条では、「町は、環境の保全に関する施策について総合的な調整を行い、及び計画的に推進するため、体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。」と定めています。

計画の進捗状況の把握や施策の総合調整等を行う場としての環境調整会議及び住民や住民団体、事業者等と町が情報交換しながら、協働推進していくための協働推進組織を継続していきます。

(3) 広域連携による推進

条例第9条では、「町は、町の区域における環境の保全を図るため、広域的な取り組みを必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めなければならない。」と定めていることから、近隣自治体や県、国の関係機関等との調整や連携を図りながら推進していきます。



■計画の推進体制

2 計画の進行管理

計画の進行管理は、Plan(計画の策定・事業計画の立案)、Do(計画の推進・事業の実施)、Check(点検・評価)、Action(改善・見直し)という、PDCAサイクルによる進行管理を行います。

また、計画の内容や町の取り組み状況を「広報おんがのおと」やホームページ、各種イベントなどを通じて情報を提供し、住民と事業所などへの普及啓発を行います。



■計画の進行管理

資料編

1. 策定の経緯

日付	内容
令和2年8月	町民アンケート調査
令和3年8月25日	第1回遠賀町環境審議会 (計画施策体系の審議)
令和3年11月15日	第2回遠賀町環境審議会 (計画の進捗状況報告、計画書素案の審議)
令和3年12月 ～令和4年1月	パブリックコメント
令和4年2月18日	第3回遠賀町環境審議会 (パブリックコメントの結果報告、計画書最終案の審議)



■環境審議会の様子

2. 遠賀町環境基本条例

平成 22 年 3 月 25 日条例第 12 号

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに住民、住民団体、事業者及び町の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 環境の保全は、次に掲げる基本理念に基づき行わなければならない。

- (1) 循環型社会の構築を常に模索し、連携しつつも、自立を目指していくこと。
- (2) 環境への負荷が少ない町を築き、将来の町民に良好な環境を継承していくこと。
- (3) すべての町民が安全で快適な生活環境を確保すること。
- (4) 豊かな自然環境と生物の多様性を保ちつつ、利便性だけを追求することなく、生命を尊び、共生していくこと。
- (5) 町、事業者及び町民が地球環境保全を自らの問題として認識し、それぞれが事業活動及び日常生活における環境の保全のための取組を積極的に行うこと。
- (6) 前各号に掲げる理念を実現するため、町、事業者及び町民がそれぞれの役割を自覚し、公平な役割分担の下に、相互に協力かつ連携して取り組むこと。

(町民の役割)

第 3 条 町民は、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(住民団体の役割)

第 4 条 住民団体は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減及び環境保全活動に努めなければならない。

(事業者の役割)

第 5 条 事業者は、その事業活動に伴う環境への負荷をできる限り低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 事業者は、町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(町の役割)

第 6 条 町は、町の区域の自然的社会的条件に応じ、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 町は、施策を策定し、実施するに当たっては、自ら率先して環境への負荷を低減するように努めなければならない。

(環境基本計画)

第 7 条 町長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
 - (2) 環境の保全に関する総合的な施策の方針
 - (3) 前 2 号に定めるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、遠賀町環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

- 5 町長は、定期的に環境基本計画に基づく施策の進捗状況を点検するとともに、必要があると認めるときは環境基本計画を変更するものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
- 7 町長は、環境基本計画に基づく施策を推進するに当たって必要があるときは、別に部門ごとの計画を定めることができる。

(施策の推進体制の整備)

第8条 町は、環境の保全に関する施策について総合的な調整を行い、及び計画的に推進するため、体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

(国及び地方公共団体との協力)

第9条 町は、町の区域における環境の保全を図るため、広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体等と協力して推進するよう努めなければならない。

第10条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、遠賀町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 環境基本計画及びその施策の推進にあたり必要な計画に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項に関すること。
- 3 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 4 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。
- 5 委員及び特別委員は、学識経験のある者その他町長が適当と認める者のうちから町長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 特別委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

3. 遠賀町環境審議会規則

平成 22 年 10 月 1 日規則第 24 号

改正

平成 27 年 3 月 30 日規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 遠賀町環境基本条例（平成 22 年条例第 12 号）第 10 条の規定に基づき遠賀町環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及びその運営に関して必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(組織)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(報酬)

第 4 条 委員の報酬及び費用弁償の支給については遠賀町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 14 号）の規定による。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、住民課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日規則第 17 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

4. 遠賀町環境審議会委員名簿

選出団体等	役職名	氏名	備考
北九州市立大学国際環境工学部	教授	松本 亨	会長
浅木小学校	校長	神谷 潤	
遠賀南中学校	校長	塚本 公一	
遠賀町区長会	遠賀川区長	大内田 悦雄	
遠賀町地区公民館連合協議会	理事	篠塚 重信	
遠賀町婦人会	副会長	井口 富佐子	副会長
遠賀町生産組合長会	老良区生産組合長	高崎 洋介	
宗像遠賀保健福祉環境事務所	環境長	久野 友幸	
遠賀町役場	生涯学習課長	牛草 弥生	
遠賀町役場	建設課長	木村 晃	

[敬称略]

第6次遠賀町総合計画等に係る
町民アンケート調査
結果報告書
【抜粋】

令和2年9月

I 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、「第6次遠賀町総合計画」の策定にあたり、町民の皆さまの暮らしの状況や意識、ニーズ、将来のまちづくりへの考えなどを把握し、今後のまちづくりに向けた参考資料とするために実施したものです。

2. 調査概要

- ・調査地域 : 遠賀町全域
- ・調査対象者 : 遠賀町在住の18歳以上の方 2,000名を無作為抽出
- ・調査期間 : 令和2年8月
- ・調査方法 : 郵送による配布・回収

配布数 (A)	回収数 (B)	回収率 (B/A)
2,000	727	36.4%

3. 報告書の見方

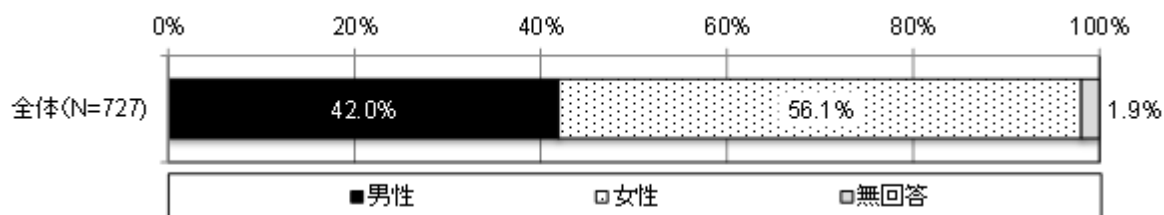
(1) 報告の基本構成

(属性を除く) 各設問に対する集計結果については、以下にあげる基本構成により報告しています。

① 全体集計

各設問の集計結果の全体集計結果をまとめています。

【表示例】



② 回答結果 (分析)

回答結果に対する分析として以下の2項目より分析結果をまとめています。

- 1) 全体分析 : 回答に関する全体的な集計結果からみた傾向について、過去調査との比較を含めまとめています。
- 2) 傾向分析 : クロス分析結果から、特徴的な傾向について、「**ポジティブ評価** (町民の評価が高い点/これまでより良い評価)」と「**ネガティブ評価** (町民が課題とする点/これまでより悪い評価)」に分けてまとめています。

【表示例】

【回答結果】

<全体分析>

- 遠賀町の住み良さについて、「**住みやすい**」方が**31.1%**で、「どちらかといえば、とても住みやすい」方とあわせ、**74.6%**の方が『**住みやすい**』と回答しています。一方、『**住みにくい**』（「住みにくい」+「どちらかといえば、住みにくい」）方は**7.1%**となっています。
- 過去調査と比較すると、「住みやすい」の回答は高くなっています。

<傾向分析>

□ ポジティブ評価

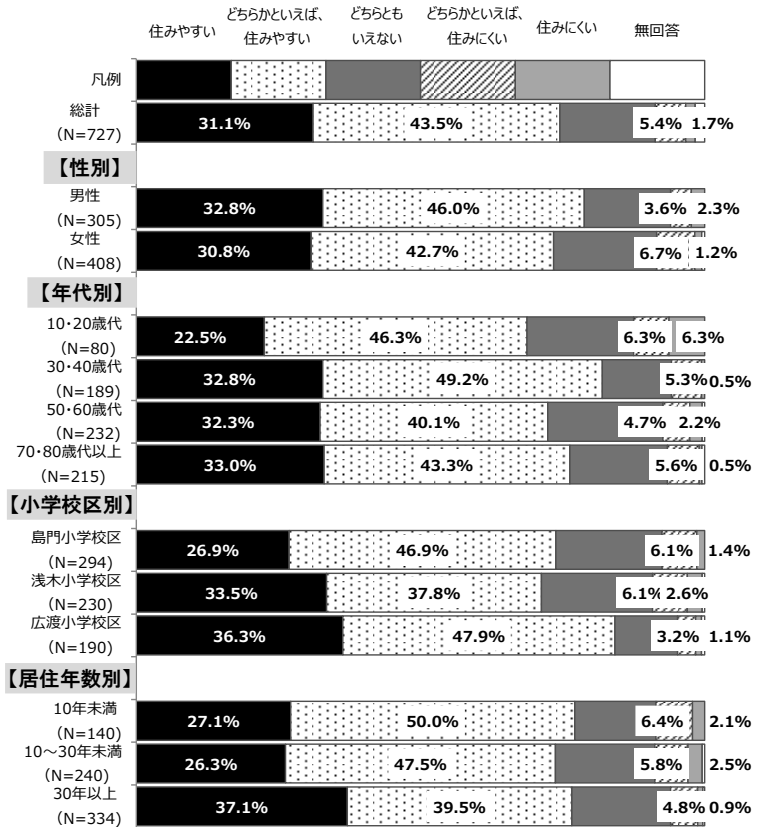
- 年代別で見ると、「**30・40歳代**」の方は、**82.0%**が『**住みやすい**』と回答しています。
- 小学校区別で見ると、「**広渡小学校区**」の方は、**84.2%**が『**住みやすい**』と回答しています。

□ ネガティブ評価

- 年代別で見ると、「**10・20歳代**」の方は、**12.6%**が『**住みにくい**』と回答しています。

③ 関連する調査結果

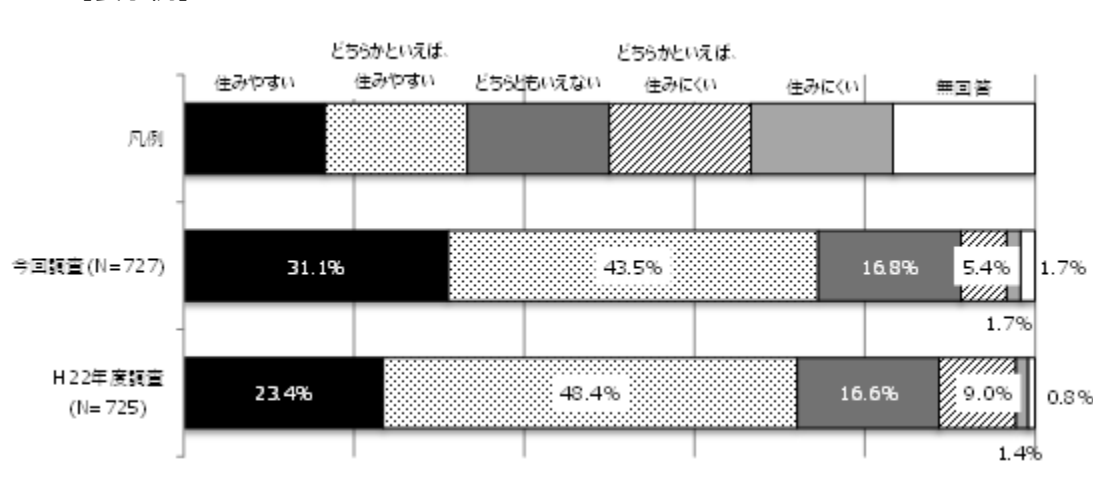
回答結果の傾向分析等に類する調査結果に関するデータを表記しています。(右記は表示例)



④ 過去調査との比較

設問に関する平成27年度、平成22年度の調査結果との比較をグラフ及び加重平均値により比較しています。

【表示例】



〈平成27年度調査〉は「遠賀町総合戦略策定に係るアンケート調査（平成27年7月）」、〈平成22年度調査〉は「コミュニティ活動に関するアンケート調査（平成22年9月）」の調査結果を引用しています。

(2) 報告書の記載内容に関する注意事項

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、選択肢ごとの回答数の割合を小数点 以下第 2 位で四捨五入したものです。このため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対するそれぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0% を超える場合があります。
- 図表中の「不明・無回答」とは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N」（サンプル数）は、有効標本数（集計対象者総数）、あるいは分類別の該当対象者数を示しています。
- 本文中の設問の選択肢について、文字数が多いものは簡略化している場合があります。

Ⅲ 調査結果

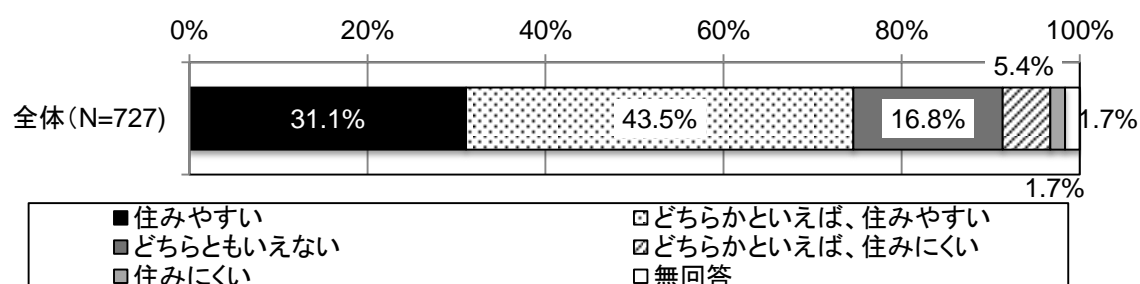
2. 遠賀町での暮らしについて

2-1 まちの住みやすさ

〔調査票／問7-1〕

遠賀町の住みごちはいかがですか。(1つだけに○)

【問7-1：全体集計／単数回答】



【回答結果】

<全体分析>

- 遠賀町の住み良さについて、「住みやすい」方が**31.1%**で、「どちらかといえば、とても住みやすい」方とあわせ、**74.6%**の方が『住みやすい』と回答しています。一方、『住みにくい』（「住みにくい」+「どちらかといえば、住みにくい」）方は**7.1%**となっています。
- 過去調査と比較すると、「住みやすい」の回答は高くなっています。

<傾向分析>

□ ポジティブ評価

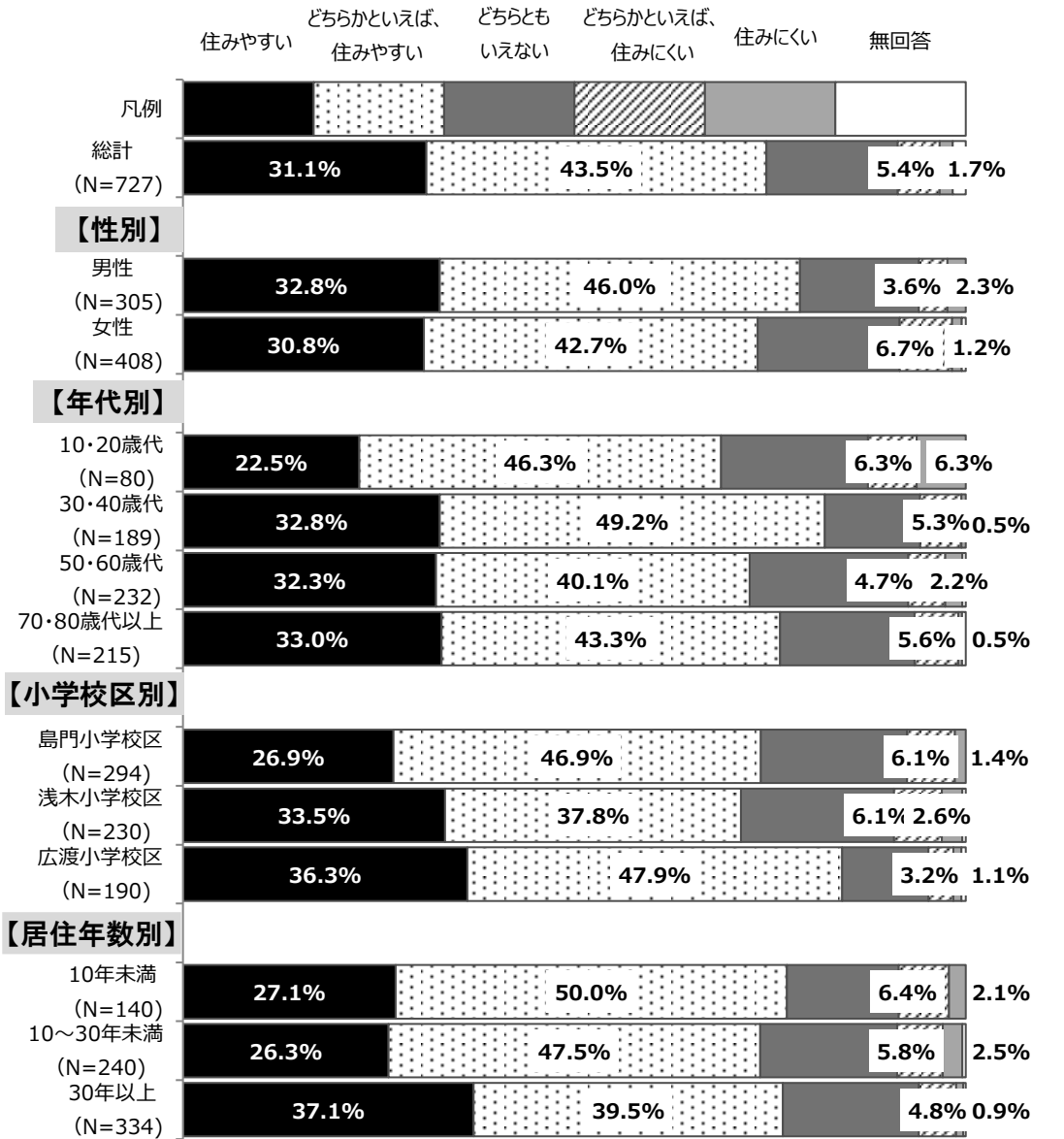
- 年代別でみると、「**30・40歳代**」の方は、**82.0%**が『住みやすい』と回答しています。
- 小学校区別でみると、「**広渡小学校区**」の方は、**84.2%**が『住みやすい』と回答しています。

□ ネガティブ評価

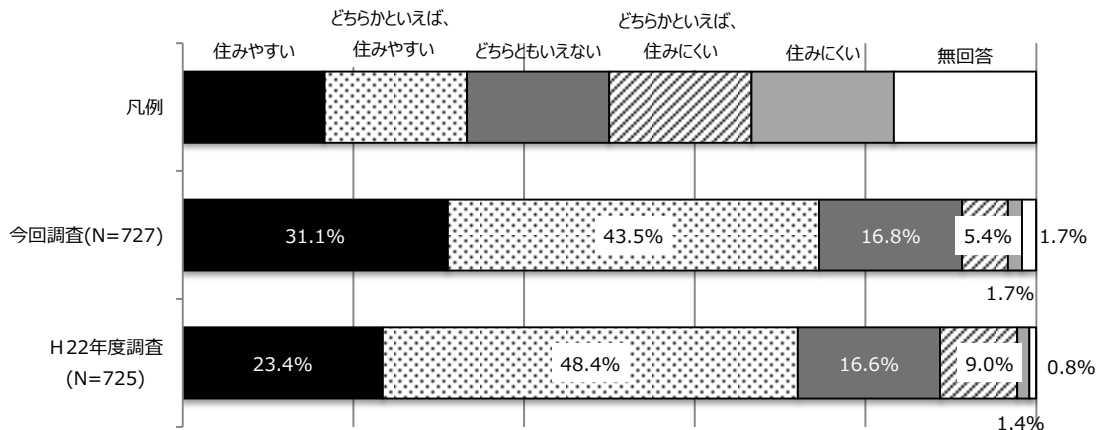
- 年代別でみると、「**10・20歳代**」の方は、**12.6%**が『住みにくい』と回答しています。

2. 遠賀町での暮らしについて

【問7-1：クロス集計】



【問7-1：過去調査との比較】

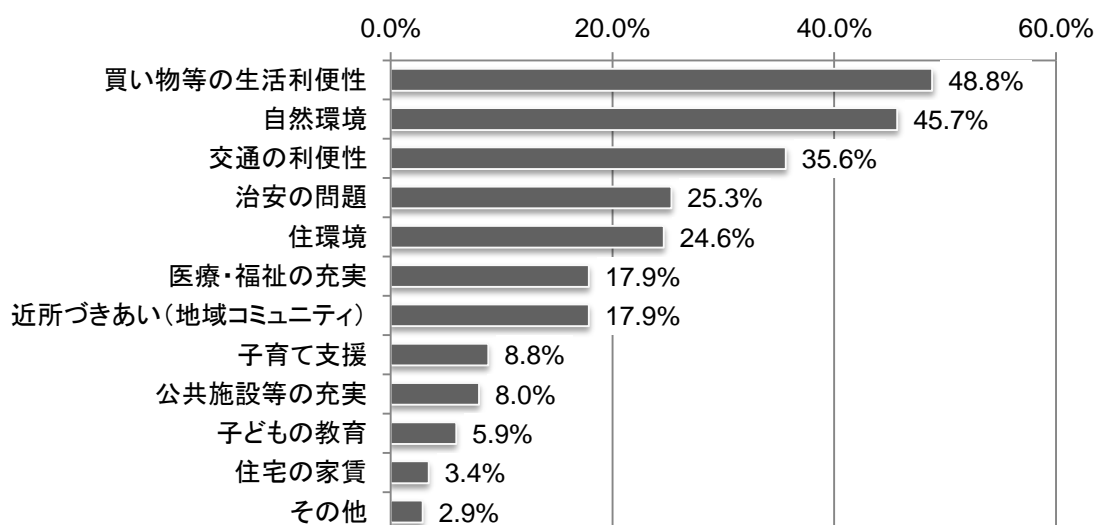


2-2 住みやすい、住みにくい理由

〔調査票／問7-2〕

問7-1の回答について、どのような点から住みやすい(住みにくい)と思いますか。その理由をお書きください。
(3つまで複数回答)

【問7-2：全体集計（上位順）複数回答 N=727】



【回答結果】

<全体分析>

○遠賀町の住みやすい(住みにくい)理由について、「**買い物等の生活利便性**」が**48.8%**で最も高く、次いで「**自然環境**」「**交通の利便性**」となっています。

<傾向分析>

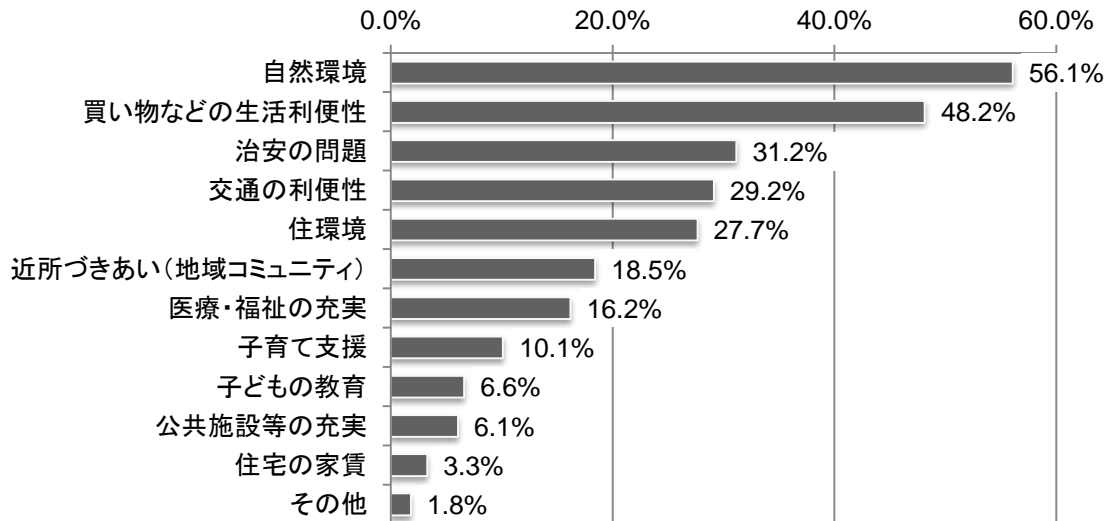
□ ポジティブ評価

○問7-1で『住みやすい』と回答した方の理由は、「**自然環境**」が**56.1%**と最も高く、次いで「**買い物等の生活利便性**」となっています。

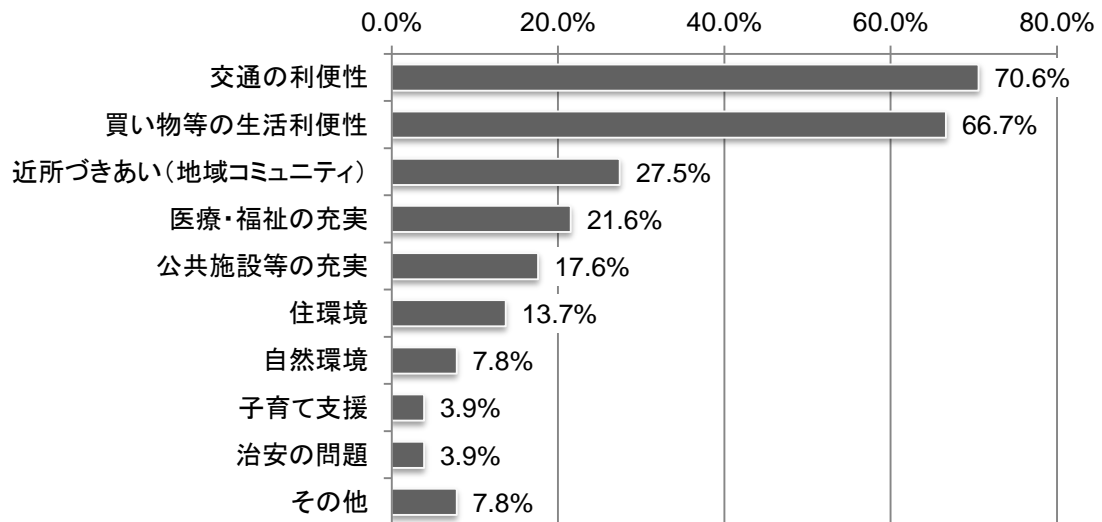
□ ネガティブ評価

○問7-1で『住みにくい』と回答した方の理由は、「**交通の利便性**」「**買い物等の生活利便性**」の2つが上位となっています。

【問7-2：問7-1『住みやすい』回答者の理由（上位順）複数回答 N=542】

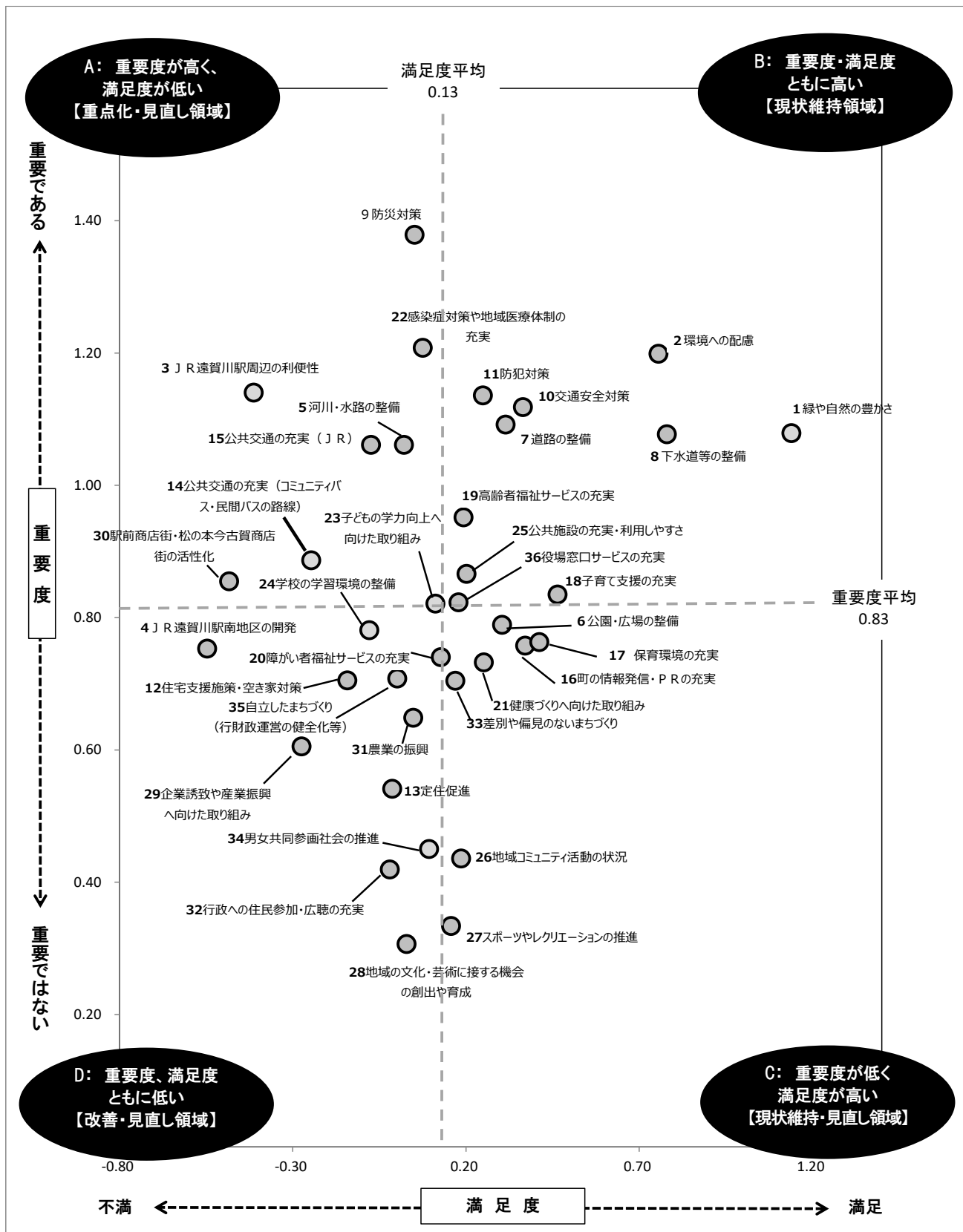


【問7-2：問7-1『住みにくい』回答者の理由（上位順）複数回答 N=51】



3-3 まちづくりの満足度と重要度の相関分析

【問9-1：全体集計／満足度と重要度の平均値の相関図】



3. 遠賀町のまちづくりについて

【回答結果】

<全体分析>

○満足度と重要度の相関分析をすると、<満足度が低く、重要度の高い>改善ニーズの高い項目は、「JR遠賀川駅周辺の利便性」「河川・水路の整備」「防災対策」「公共交通の充実（コミュニティバス・民間バス）」「公共交通の充実（JR）」「感染症対策や地域医療体制の充実」「駅前商店街・松の本今古賀商店街の活性化」となっています。

【問9-1：全体集計／満足度・重要度】

※満足度が低く、重要度が高い項目 ■、満足度が高く、重要度も高い項目 ■

項目	満足度	重要度
緑や自然の豊かさ	1.14	1.08
環境への配慮	0.76	1.20
JR遠賀川駅周辺の利便性	-0.41	1.14
JR遠賀川駅南地区の開発	-0.55	0.75
河川・水路の整備	0.02	1.06
公園・広場の整備	0.30	0.79
道路の整備	0.31	1.09
下水道等の整備	0.78	1.08
防災対策	0.05	1.38
交通安全対策	0.36	1.12
防犯対策	0.25	1.14
住宅支援施策・空き家対策	-0.14	0.71
定住促進	-0.01	0.54
公共交通の充実（コミュニティバス・民間バス）	-0.25	0.89
公共交通の充実（JR）	-0.07	1.06
町の情報発信・PRの充実	0.37	0.76
保育環境の充実	0.41	0.76
子育て支援の充実	0.46	0.84

項目	満足度	重要度
高齢者福祉サービスの充実	0.19	0.95
障がい者福祉サービスの充実	0.13	0.74
健康づくりへ向けた取り組み	0.25	0.73
感染症対策や地域医療体制の充実	0.07	1.21
子どもの学力向上へ向けた取り組み	0.11	0.82
学校の学習環境の整備	-0.09	0.78
公共施設の充実・利用しやすさ	0.20	0.87
地域コミュニティ活動の状況	0.19	0.44
スポーツやレクリエーションの推進	0.16	0.33
地域の文化・芸術に接する機会の創出や育成	0.03	0.31
企業誘致や産業振興へ向けた取り組み	-0.27	0.61
駅前商店街・松の本今古賀商店街の活性化	-0.48	0.85
農業の振興	0.05	0.65
行政への住民参加・広聴の充実	-0.02	0.42
差別や偏見のないまちづくり	0.17	0.70
男女共同参画社会の推進	0.09	0.45
自立したまちづくり	0.00	0.71
役場窓口サービスの充実	0.18	0.82
全項目満足度・重要度平均	0.13	0.83

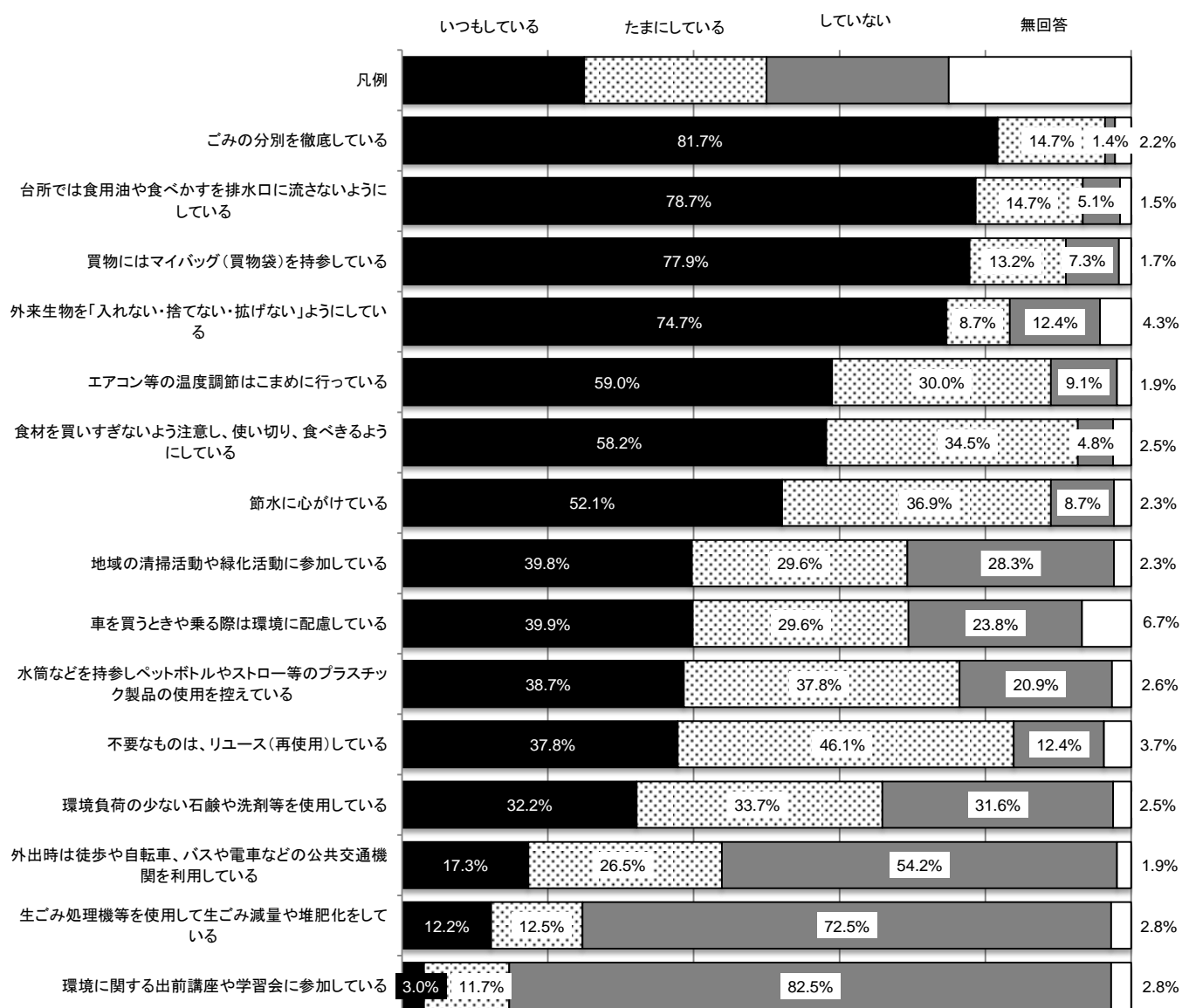
4. 環境について

4-1 環境保全につながる取り組みの実施状況

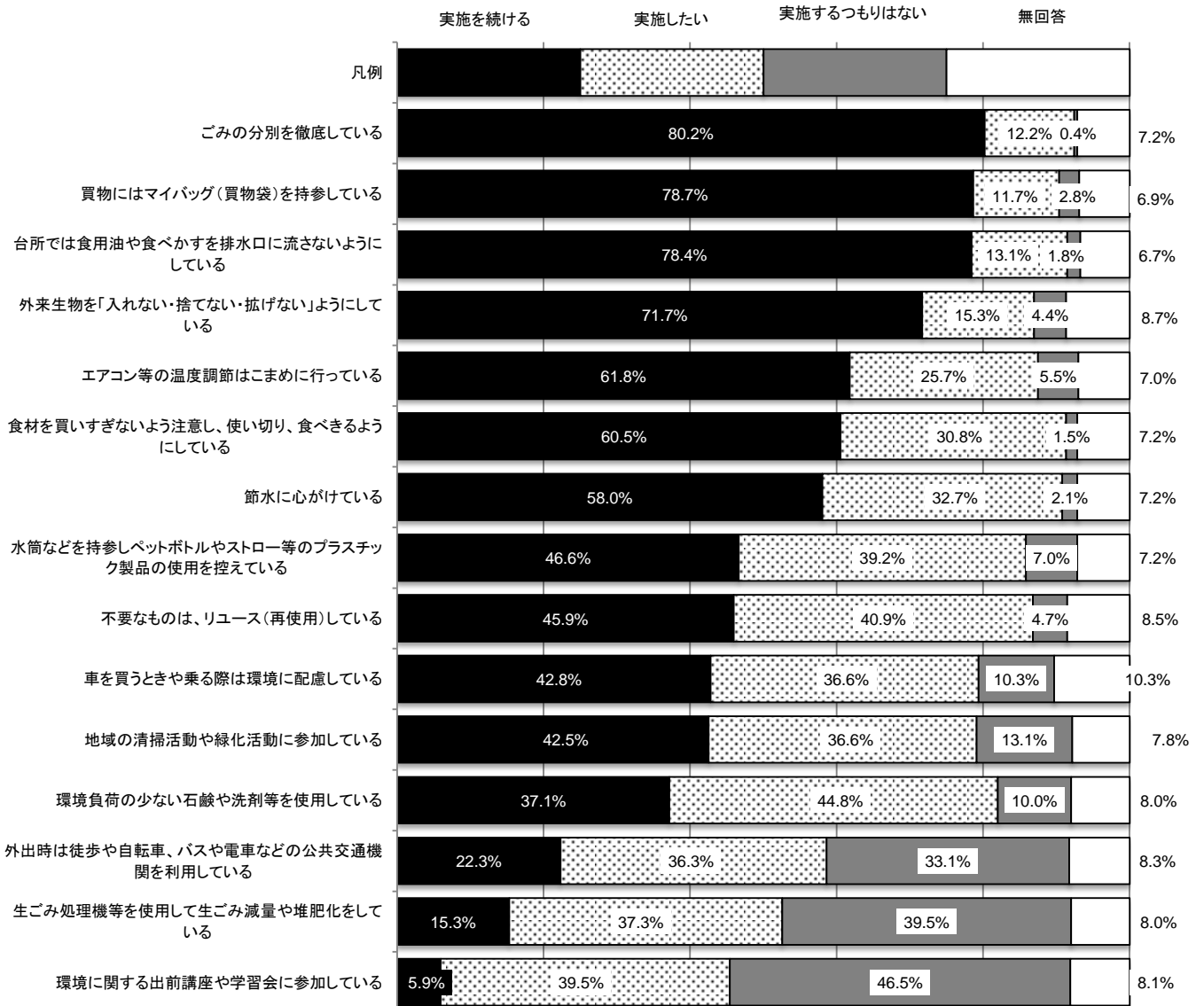
〔調査票／問11〕

環境保全につながる取り組みについて、現在どの程度実施していますか。また、今後の取り組みについても教えてください。(現在の実施状況、今後の実施予定ともに、あてはまるものに1つずつ〇)

【問11：全体集計／実施状況・単数回答】



【問11：全体集計／今後の実施予定・単数回答】



【回答結果】

＜全体分析＞

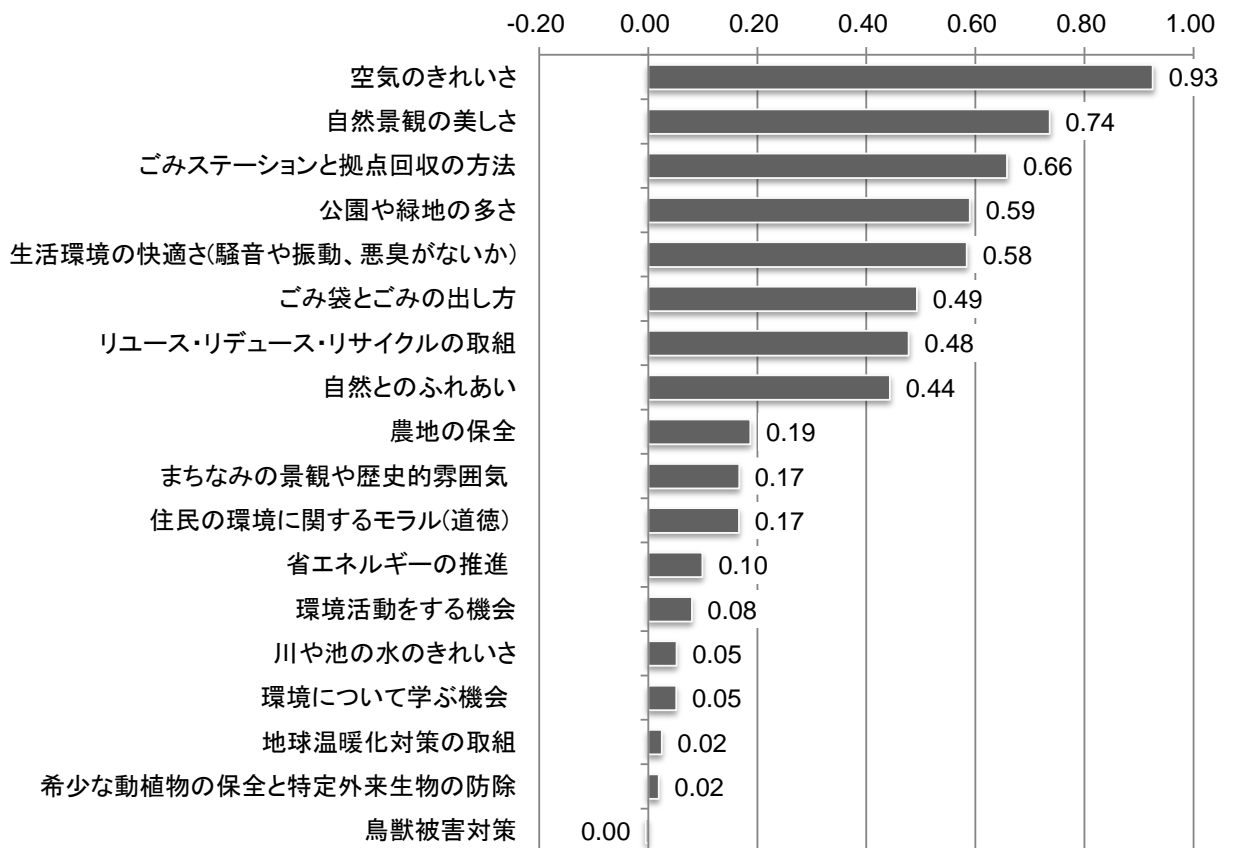
- 「ごみの分別の徹底」「食用油や食べかすを排水口に流さない」「マイバッグ（買物袋）の持参」「外来生物の入れない・捨てない・拡げない」「エアコン等の温度調節」「食材の使い切り、食べきり」「節水」については、50%以上が「実施」しており、今後も「実施を続ける」と回答しています。
- 一方、「生ごみ減量の堆肥化」「環境に関する出前講座や学習会の参加」については、70%以上が「実施していない」、40%程度が今後も「実施するつもりがない」と回答しています。

4-2 遠賀町の環境に対する満足度・重要度

〔調査票／問12〕

遠賀町の環境に対する現状についてどのくらい満足していますか。また、それはどのくらい重要とお考えですか。満足度、重要度ともに、あてはまるものに1つずつ○をつけてください。

【問12：全体集計／満足度（平均値・上位順）・単数回答】



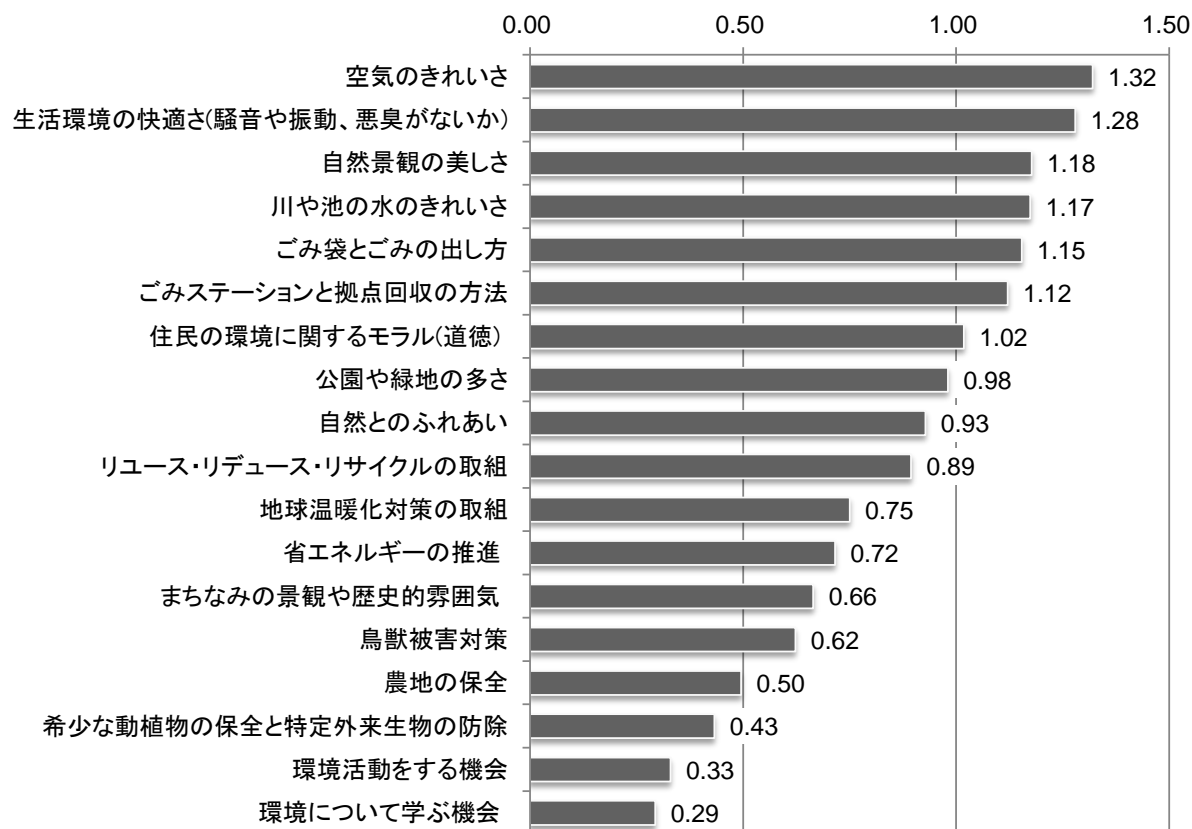
【回答結果】

<全体分析>

- 遠賀町の環境に対する現状に対する満足度を平均値で見ると、「**空気のきれいさ**」が最も満足度が高く、次いで「**自然景観の美しさ**」「**ごみステーションと拠点回収の方法**」となっています。
- 一方、満足度が低い項目は、「**鳥獣被害対策**」で、全項目で唯一マイナス評価となっています。

4. 環境について

【問12：全体集計／重要度（平均値・上位順）・単数回答】

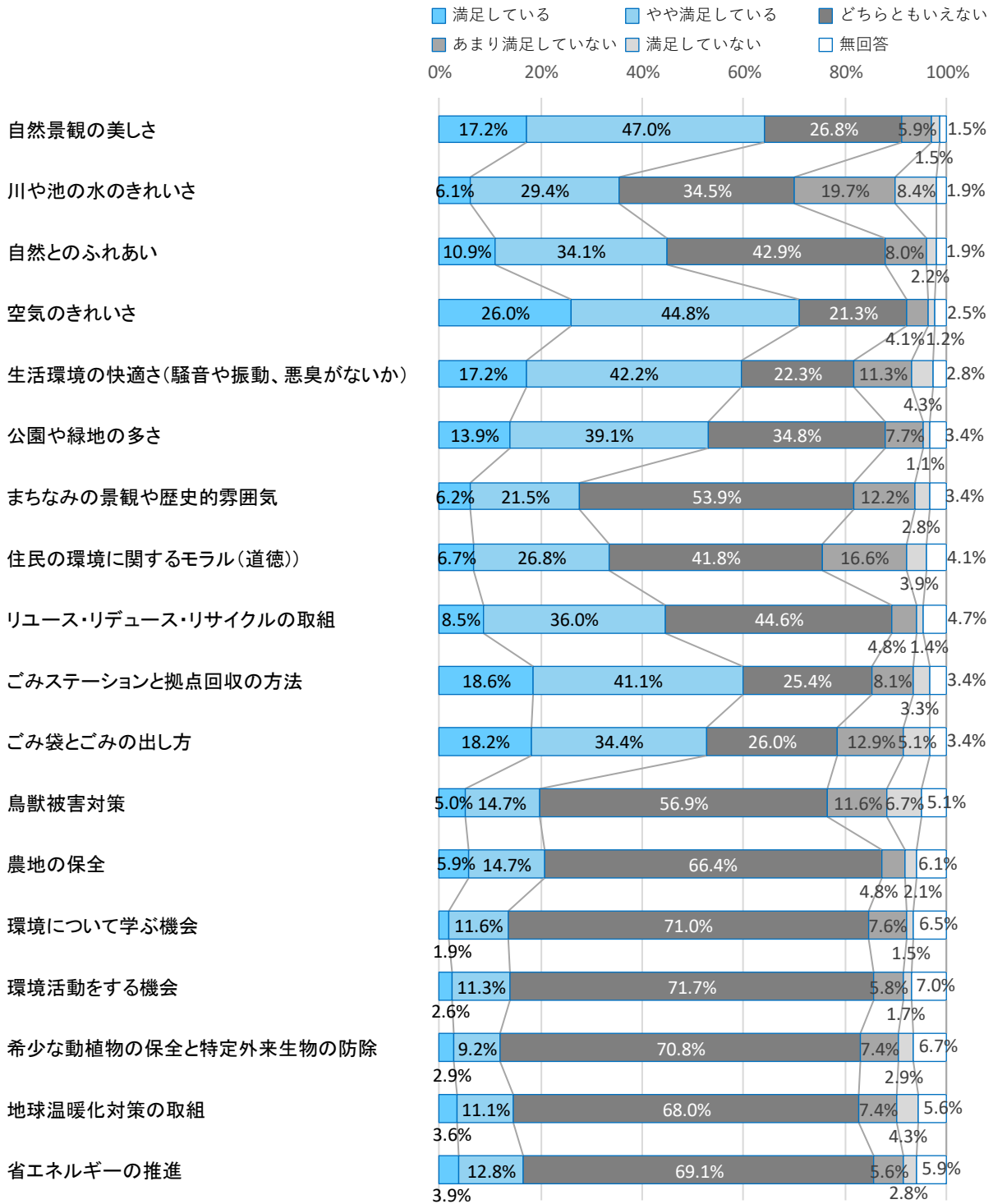


【回答結果】

<全体分析>

○遠賀町の環境に対する今後の重要度を平均値で見ると、満足度の高い「**空気のきれいさ**」が重要度でも最も高く、次いで「**生活環境の快適さ**」「**自然景観の美しさ**」「**川や池の水のきれいさ**」となっています。

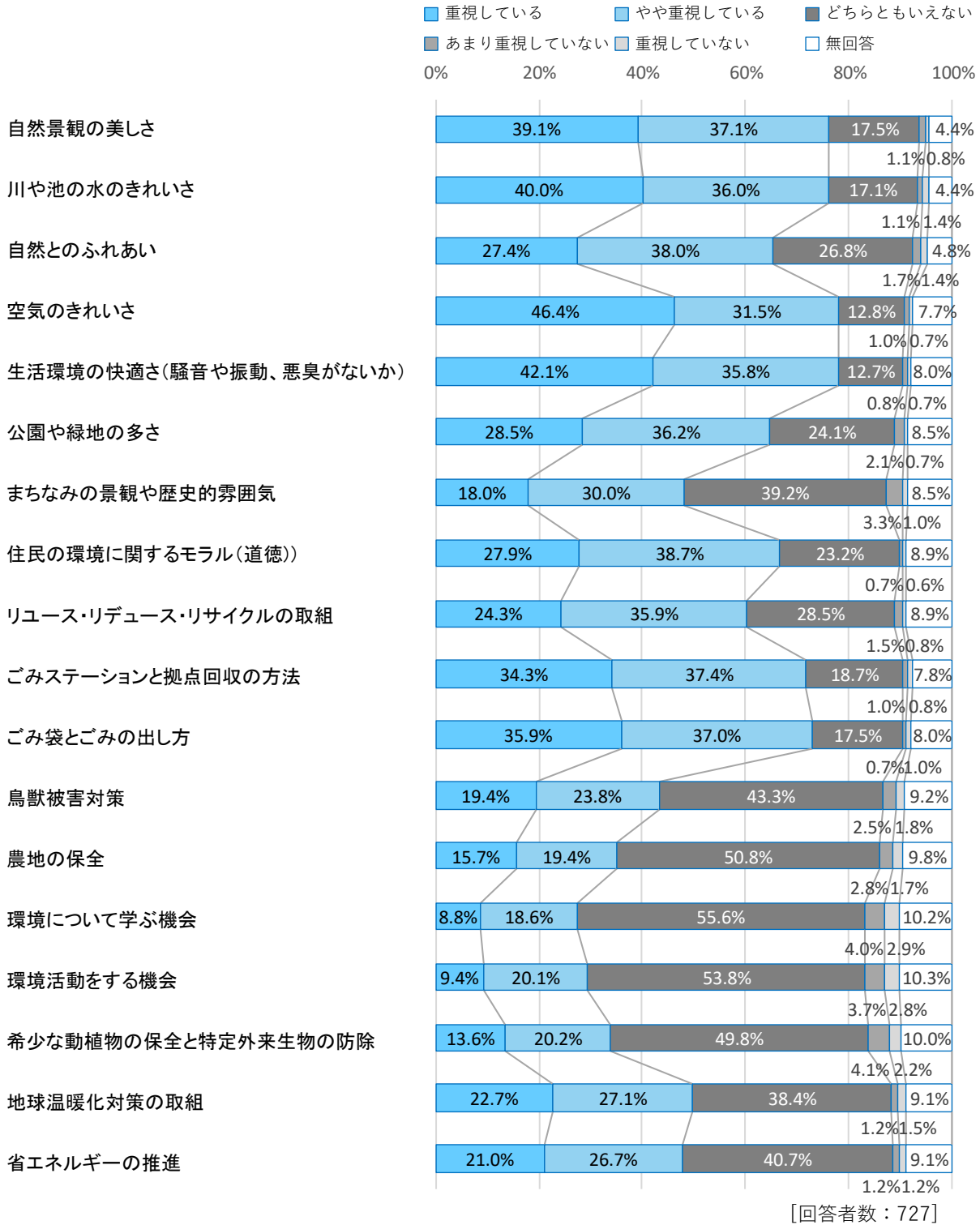
【問12: 全体集計／環境に対する満足度】



[回答者数：727]

4. 環境について

【問12: 全体集計／環境に対する重要度】



【問13：自由記述／問12の満足していない・あまり満足していないと回答した理由／遠賀町の環境についてのご意見】

主な意見
<p>ごみ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ゴミ回収の回数（プラスチック）が少ないと思います。北九州市とくらべてゴミ袋代が高すぎます。 ○アパートのゴミだしのマナーが悪い。いつもゴミステーションが汚い。ゴミ回収が12時すぎにくるため、カラス等に荒らされる。 ○路上にゴミや空き缶など投棄されていることがしばしば見られる。 ○福岡市内のような夜間のごみ収集の取組みがあればと感じています。 ○鳥獣害対策で区より鉄製のゴミ収集かごが設置されている所があります。良い事だと思います。 <p>騒音・排気ガス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○夜中、特に土曜の夜等、バイクをふかして走る音がひどい。 ○芦屋中間線の朝夕のラッシュによる騒音、排気ガスによる悪臭を軽減してほしい。 ○近所に企業誘致された会社が朝早くから夜まで大型トラック等の往来が激しく、騒音に悩まされている。 ○国道3号線が近いので、夜中のバイクの騒音が耳につきます。 <p>河川・水路の汚染</p> <ul style="list-style-type: none"> ○用水路の水が汚い。子どもが危険なので深い用水路には金網などしてほしいです ○遠賀川をはじめに西川や戸切川などの用水路のプラゴミ、不法投棄が目にする。 ○丸山古墳のハス池などが汚い。 ○小さな川が汚れている。地域＋行政で川掃除ができないか。 <p>鳥獣害被害・ペットマナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飼い犬、飼い猫のしつけをしっかりと頂きたい。買っている犬猫を登録制にほしい。 ○野良猫のフン害が困っている。 ○依然としてイノシシによる農作物の被害が大きな問題がある。猟友会による駆除や電気柵にも限界がある。 ○カラスやハトなど鳥が多く、フン被害があり。 <p>公園や自然景観の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小さな公園はあちこちにありますが、大人のための自然豊かな公園がほしいです。 ○使っていない田畑などを使って大きな公園をつくり、近隣の人が遊びに来て遠賀町でお金を使ってくれると良い。 ○町全体の景観の美しさがもう少しほしい。きちんと整備されて保全されているかが景観の美しさにつながると思う。それは防犯にも直結すると感じる。 ○公園はあるけど手入れがされておらず子どもを連れていけない。 <p>野焼き等衛生面の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○野焼きがひどい。朝昼晩関係なく燃やしている。 ○時々、早朝から野焼きしている家があって洗濯物が臭くなる。 ○生ごみやプラスチックなどを近所の方が焼いているので外に洗濯物が干せずに困っています。

